教材の利用について：このPDFは、利用者本人の個人学習目的で保存・印刷して利用できます。法令上認められる場合を除き、PDFまたは印刷物の第三者への配布・販売、問題・選択肢・解説の転載・流用、塾・講座・研修等での無断利用はできません。詳細は利用規約をご確認ください。https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0001 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：基礎

民法上の売買契約の成立について、最も適切なものはどれか。

ア. 一方が財産権を移転することを約し、相手方が代金を支払うことを約することで効力を生ずる。

イ. 代金を全額前払いした時に初めて成立する。

ウ. 必ず公正証書を作成した時に成立する。

エ. 目的物を現実に引き渡した時に初めて成立する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法555条の売買は諾成契約であり、財産権移転と代金支払の合意によって成立する。

イ：代金の現実の支払は売買成立の一般的要件ではない。

ウ：売買一般について公正証書作成は成立要件ではない。

エ：引渡しは売買成立の一般的要件ではない。

総合解説：民法555条の売買は諾成契約であり、財産権移転と代金支払の合意によって成立する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0002 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：基礎

一般の動産売買について、当事者が口頭で目的物と代金に合意した場合の説明として適切なものはどれか。

ア. 代金の半額以上を支払わなければ成立しない。

イ. 特別な法令上の方式が要求される場合を除き、口頭の合意でも売買契約は成立し得る。

ウ. 書面がないため常に無効である。

エ. 目的物の引渡しまで契約は成立しない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：そのような一般的成立要件はない。

イ：売買契約は原則として方式を問わず、当事者の合意により成立する。

ウ：売買一般について書面は成立要件ではない。

エ：売買は原則として諾成契約である。

総合解説：売買契約は原則として方式を問わず、当事者の合意により成立する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0003 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：基礎

売買の一方の予約について、民法上の原則として正しいものはどれか。

ア. 予約締結と同時に必ず本売買が成立する。

イ. 予約者が改めて承諾しなければ本売買は成立しない。

ウ. 相手方が売買を完結する意思を表示した時から、売買の効力が生ずる。

エ. 目的物が引き渡された時にのみ本売買が成立する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：予約と本売買の成立は区別される。

イ：一方の予約では相手方の完結意思表示が中心となる。

ウ：民法556条は、一方の予約について、相手方の完結意思表示により売買の効力が生ずるとする。

エ：引渡しは本売買成立の要件ではない。

総合解説：民法556条は、一方の予約について、相手方の完結意思表示により売買の効力が生ずるとする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0004 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：標準

売買の一方の予約で、相手方が売買を完結する意思表示をする期間を定めていなかった。予約者が相当の期間を定めて確答を求めたが、相手方は期間内に回答しなかった。この場合の原則はどれか。

ア. 予約は永久に存続する。

イ. 予約者だけが売買代金を自由に変更できる。

ウ. 当然に本売買が成立する。

エ. 売買の一方の予約は、その効力を失う。

答え・解説 **正答：エ**

ア：確答催告に無回答であれば予約は失効する。

イ：無回答の効果は代金変更ではない。

ウ：無回答によって本売買が成立するわけではない。

エ：民法556条2項では、相当期間を定めた確答催告に対して期間内に確答がなければ予約は効力を失う。

総合解説：民法556条2項では、相当期間を定めた確答催告に対して期間内に確答がなければ予約は効力を失う。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0005 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：基礎

買主が売主に解約手付を交付した場合、民法上、買主が手付解除をする方法として正しいものはどれか。

ア. 相手方が履行に着手する前であれば、交付した手付を放棄して解除する。

イ. 必ず裁判所の許可を得て解除する。

ウ. 手付の2倍を売主に支払って解除する。

エ. 理由を問わず手付を返してもらったうえで解除する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法557条により、買主は相手方の履行着手前であれば手付を放棄して解除できる。

イ：手付解除に裁判所の許可は一般に不要である。

ウ：倍額提供は売主側の手付解除の方法である。

エ：買主の手付解除は手付放棄が原則である。

総合解説：民法557条により、買主は相手方の履行着手前であれば手付を放棄して解除できる。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0006 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：標準

買主から解約手付を受け取った売主が、相手方の履行着手前に手付解除をしたい。適切な方法はどれか。

ア. 受領した手付をそのまま没収して解除する。

イ. 受領した手付の倍額を現実に提供して解除する。

ウ. 受領した手付と同額だけを返還すれば足りる。

エ. 売主は手付解除をすることができない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：売主側は倍額の現実提供が必要である。

イ：民法557条では、売主は手付の倍額を現実に提供することで手付解除できる。

ウ：同額返還だけでは民法557条の手付解除にならない。

エ：売主にも所定の方法による手付解除が認められる。

総合解説：民法557条では、売主は手付の倍額を現実に提供することで手付解除できる。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0007 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：応用

解約手付が交付された売買で、買主が手付放棄による解除を申し出た。しかし、その前に売主が契約の履行に着手していた。この場合の原則として適切なものはどれか。

ア. 売主が履行に着手すると契約自体が当然無効になる。

イ. 買主は手付を2倍にして放棄すれば解除できる。

ウ. 買主は、手付放棄による解除をすることができない。

エ. 買主はいつでも手付放棄で解除できる。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：履行着手は契約を無効にする事情ではない。

イ：そのような解除方法は定められていない。

ウ：手付解除は、その相手方が契約の履行に着手した後はできない。

エ：相手方の履行着手後は手付解除の時期的制限にかかる。

総合解説：手付解除は、その相手方が契約の履行に着手した後はできない。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0008 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：基礎

売買契約に関する費用について、当事者間に別段の合意がない場合の民法上の原則はどれか。

ア. 国が全額負担する。

イ. 常に売主が全額負担する。

ウ. 常に買主が全額負担する。

エ. 売主と買主が等しい割合で負担する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：契約費用は当事者間の問題である。

イ：民法上の一般原則は双方の等分負担である。

ウ：民法上の一般原則は双方の等分負担である。

エ：民法558条は、売買契約に関する費用を当事者双方が等しい割合で負担するとする。

総合解説：民法558条は、売買契約に関する費用を当事者双方が等しい割合で負担するとする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0009 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：基礎

民法の売買に関する規定と、売買以外の有償契約との関係について適切なものはどれか。

ア. 有償契約の性質が許さない場合を除き、売買の規定が準用される。

イ. 売買の規定は売買契約にしか適用されない。

ウ. 無償契約にのみ売買の規定が準用される。

エ. 有償契約には必ず全ての売買規定が無条件に適用される。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法559条は、売買以外の有償契約にも、その性質が許す限り売買の規定を準用する。

イ：民法559条による準用がある。

ウ：条文は売買以外の有償契約を対象とする。

エ：契約の性質が準用を許さない場合は除かれる。

総合解説：民法559条は、売買以外の有償契約にも、その性質が許す限り売買の規定を準用する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0010 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：標準

不動産売買で、売主の義務に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 買主が登記を望んでも売主は自由に拒否できる。

イ. 売主は、買主が所有権移転登記など権利移転の対抗要件を備えられるようにする義務を負う。

ウ. 登記は売買契約の成立要件なので、登記前は売買自体が存在しない。

エ. 売主は契約締結後も登記手続に一切協力する必要がない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：契約上の義務に反する。

イ：民法560条は、登記その他の権利移転の対抗要件を備えさせる義務を売主に課している。

ウ：登記は一般に成立要件ではなく、対抗要件の問題である。

エ：売主には対抗要件を備えさせる義務がある。

総合解説：民法560条は、登記その他の権利移転の対抗要件を備えさせる義務を売主に課している。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0011 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：標準

Aが、現時点ではB所有の機械をCに売る契約をした。民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. Aは契約締結時点で所有者でないため何の義務も負わない。

イ. 他人物を目的とする売買は常に無効である。

ウ. 契約は直ちに無効となるわけではなく、Aはその権利を取得してCに移転する義務を負う。

エ. CがBから直接無償で取得しなければならない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：他人物売買でも売主には移転義務が生じる。

イ：他人物売買は当然無効ではない。

ウ：民法561条により、他人の権利を売買目的とすること自体は可能で、売主は取得して移転する義務を負う。

エ：売主Aが権利を取得し移転する義務を負う。

総合解説：民法561条により、他人の権利を売買目的とすること自体は可能で、売主は取得して移転する義務を負う。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0012 売買 > 売買契約の成立・効力 ｜ 難易度：基礎

売買目的物の引渡しについて期限を定めたが、代金支払期限については特に定めなかった。民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 代金は必ず契約締結日に支払う。

イ. 代金の支払期限は常に引渡しの1か月後となる。

ウ. 代金債務は期限の定めがないため消滅する。

エ. 代金支払にも、目的物の引渡しと同一の期限を付したものと推定される。

答え・解説 **正答：エ**

ア：引渡期限がある場合は同一期限の推定が働く。

イ：一律1か月後という規定はない。

ウ：期限の定めがないことで債務が消滅することはない。

エ：民法573条は、引渡期限があるときは代金支払にも同一期限を付したものと推定する。

総合解説：民法573条は、引渡期限があるときは代金支払にも同一期限を付したものと推定する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0013 売買 > 売主・買主の義務 ｜ 難易度：基礎

目的物の引渡しと同時に代金を支払うべき売買で、支払場所について別段の定めがない場合の原則はどれか。

ア. 目的物の引渡しの場所で代金を支払う。

イ. 必ず売主の本店所在地で支払う。

ウ. 裁判所で支払わなければならない。

エ. 必ず買主の住所で支払う。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法574条は、引渡しと同時に代金を支払う場合、その引渡場所で支払うと定める。

イ：一律に売主所在地とする規定ではない。

ウ：通常の売買代金支払に裁判所は不要である。

エ：引渡しと同時の場合の原則は引渡場所である。

総合解説：民法574条は、引渡しと同時に代金を支払う場合、その引渡場所で支払うと定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0014 売買 > 売主・買主の義務 ｜ 難易度：基礎

売買契約は成立しているが、目的物はまだ買主に引き渡されていない。目的物が生じさせた果実の帰属について、民法上の原則はどれか。

ア. 果実は国庫に帰属する。

イ. その果実は売主に帰属する。

ウ. 当然に買主に帰属する。

エ. 売主と買主が必ず半分ずつ取得する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：そのような規定はない。

イ：民法575条1項は、まだ引き渡されていない売買目的物が生じた果実を売主に帰属させる。

ウ：引渡し前の果実は原則として売主に帰属する。

エ：法定の等分ルールではない。

総合解説：民法575条1項は、まだ引き渡されていない売買目的物が生じた果実を売主に帰属させる。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0015 売買 > 売主・買主の義務 ｜ 難易度：標準

売買目的物が買主に引き渡されたが、代金支払期限はまだ到来していない。代金の利息について、民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 引渡しの日から必ず利息を支払う。

イ. 契約締結日から必ず利息を支払う。

ウ. 支払期限が到来するまでは、代金の利息を支払う必要はない。

エ. 代金にはどのような場合も利息は発生しない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：支払期限がある場合は期限到来まで利息不要である。

イ：条文上の基準は契約締結日ではない。

ウ：民法575条2項は原則として引渡日から利息を負担させるが、代金支払期限がある場合は期限到来まで利息不要とする。

エ：引渡し後、支払期限がなければ原則として利息負担が生じる。

総合解説：民法575条2項は原則として引渡日から利息を負担させるが、代金支払期限がある場合は期限到来まで利息不要とする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0016 売買 > 売主・買主の義務 ｜ 難易度：応用

買主が購入した権利について第三者が強く権利を主張し、買主がその権利の一部を取得できないおそれが現実化している。売主は相当の担保を供していない。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 買主は危険の程度と無関係に必ず契約全体を解除しなければならない。

イ. 第三者の主張があると代金債務は当然に消滅する。

ウ. 買主は危険があっても必ず全額を直ちに支払う。

エ. 買主は、その危険の程度に応じて代金の全部または一部の支払を拒むことができる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：条文はまず危険の程度に応じた支払拒絶を認める。

イ：支払拒絶と債務消滅は異なる。

ウ：民法576条による支払拒絶が認められる場合がある。

エ：民法576条は、買主が権利を取得できない・失うおそれがあるとき、危険の程度に応じた代金支払拒絶を認める。

総合解説：民法576条は、買主が権利を取得できない・失うおそれがあるとき、危険の程度に応じた代金支払拒絶を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0017 売買 > 売主・買主の義務 ｜ 難易度：応用

特定物売買で目的物が買主に引き渡された後、売主の責めに帰すべき事由なく目的物が滅失した。滅失を理由とする買主の権利について、民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 買主はその滅失を理由に追完・減額・損害賠償・解除を求めることができず、代金支払も拒めない。

イ. 契約は当然に無効となる。

ウ. 買主は常に代金支払を拒める。

エ. 売主は必ず代替物を無償で引き渡す。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法567条は、引渡し後の非帰責的な滅失・損傷について危険を買主側に移転させる。

イ：引渡し後の滅失によって売買が当然無効になるわけではない。

ウ：引渡し後の非帰責的滅失では代金支払拒絶はできない。

エ：特定物の引渡し後の危険移転に反する。

総合解説：民法567条は、引渡し後の非帰責的な滅失・損傷について危険を買主側に移転させる。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0018 売買 > 売主・買主の義務 ｜ 難易度：応用

売主が契約どおり目的物の引渡しを提供したが、買主が正当な理由なく受領を拒んだ。その後、双方の責めに帰すべきでない事由で目的物が滅失した。民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 買主は受領を拒んでいる限り常に危険を負わない。

イ. 一定の要件のもと、買主はその滅失を理由に代金支払を拒むことができない。

ウ. 目的物が滅失したため売主は必ず二重に履行する。

エ. 受領拒絶により売買契約が当然に無効になる。

答え・解説 **正答：イ**

ア：履行提供後は買主側に危険が移る場合がある。

イ：民法567条2項は、買主が受領を拒み又は受領できない場合に売主が履行提供した後の危険を買主に負担させる。

ウ：非帰責的滅失についてそのような一般ルールはない。

エ：受領拒絶は当然無効の原因ではない。

総合解説：民法567条2項は、買主が受領を拒み又は受領できない場合に売主が履行提供した後の危険を買主に負担させる。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0019 売買 > 売主・買主の義務 ｜ 難易度：基礎

商人間の売買で、買主が目的物を受領した場合の商法上の原則として正しいものはどれか。

ア. 売主が検査するため、買主は1年間何もしなくてよい。

イ. 検査は裁判所の立会いがなければ無効である。

ウ. 買主は、遅滞なく目的物を検査しなければならない。

エ. 買主に検査義務は一切ない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：受領した買主自身に遅滞ない検査が求められる。

イ：そのような要件はない。

ウ：商法526条1項は、商人間売買の買主に受領後の遅滞ない検査を求める。

エ：商人間売買では商法上の検査義務がある。

総合解説：商法526条1項は、商人間売買の買主に受領後の遅滞ない検査を求める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0020 売買 > 売主・買主の義務 ｜ 難易度：標準

商人間売買で、買主が受領後の検査により数量不足を発見した。買主が契約不適合に基づく権利を確保するための商法上の対応として適切なものはどれか。

ア. 必ず警察へ届け出る。

イ. 6か月後まで通知を待つ。

ウ. 通知せず目的物を使用し続ければよい。

エ. 直ちに売主へその旨の通知を発する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：契約不適合の通知先は原則として売主である。

イ：直ちに発見できる不適合は直ちに通知する必要がある。

ウ：通知を怠ると権利行使が制限される。

エ：商法526条2項では、検査で契約不適合を発見した場合、直ちに通知しないと所定の権利を行使できなくなる。

総合解説：商法526条2項では、検査で契約不適合を発見した場合、直ちに通知しないと所定の権利を行使できなくなる。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0021 売買 > 売主・買主の義務 ｜ 難易度：標準

商人間売買で、種類・品質に関する契約不適合が受領時の検査では直ちに発見できず、買主が受領後4か月で発見した。商法526条の原則として適切なものはどれか。

ア. 6か月以内の発見であれば、発見後直ちに売主へ通知することが重要である。

イ. 直ちに発見できない不適合は一切通知不要である。

ウ. 発見後さらに1年間は通知しなくてよい。

エ. 6か月以内に発見しても、買主はどのような権利も持たない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：直ちに発見できない種類・品質の不適合について、買主が6か月以内に発見した場合にも直ちに通知する仕組みが置かれている。

イ：隠れた不適合にも通知規律がある。

ウ：商人間売買では発見後直ちの通知が要求される。

エ：適切に通知すれば権利行使の余地がある。

総合解説：直ちに発見できない種類・品質の不適合について、買主が6か月以内に発見した場合にも直ちに通知する仕組みが置かれている。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0022 売買 > 売主・買主の義務 ｜ 難易度：応用

商人間売買で、売主が目的物の契約不適合を知りながら買主に告げなかった。買主の検査・通知義務に関する商法526条の扱いとして適切なものはどれか。

ア. 買主が通知しなければ売主の悪意は常に免責される。

イ. 売主が不適合について悪意であった場合、通知を欠いたことによる同条2項の権利制限は適用されない。

ウ. 売主が知っていたかどうかは全く無関係である。

エ. 売主が知っていた場合ほど買主の権利は弱くなる。

答え・解説 **正答：イ**

ア：売主悪意の場合には通知欠缺による制限が適用されない。

イ：商法526条3項は、売主が不適合を知っていた場合に買主保護の例外を設ける。

ウ：商法526条3項が明示的に売主悪意を考慮している。

エ：条文は逆に売主悪意の場合を例外としている。

総合解説：商法526条3項は、売主が不適合を知っていた場合に買主保護の例外を設ける。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0023 売買 > 契約不適合責任 ｜ 難易度：基礎

引き渡された売買目的物が種類・品質・数量について契約内容に適合しない場合、買主の履行追完請求の方法として民法が予定しているものはどれか。

ア. 買主が目的物を無償取得する。

イ. 刑事罰の請求、営業停止、免許取消し。

ウ. 修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し。

エ. 必ず契約全体の解除だけを行う。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：契約不適合だから直ちに無償取得となるわけではない。

イ：これらは履行追完の方法ではない。

ウ：民法562条1項は、修補・代替物引渡し・不足分引渡しを追完方法として定める。

エ：追完請求という独立の手段がある。

総合解説：民法562条1項は、修補・代替物引渡し・不足分引渡しを追完方法として定める。この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0024 売買 > 契約不適合責任 ｜ 難易度：標準

買主が修理を求めたが、売主は新品への交換なら迅速に可能であり、交換しても買主に不相当な負担を課さない。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 買主が修理を求めた以上、売主は交換を選べない。

イ. 売主は買主への負担を問わず自由に追完方法を変更できる。

ウ. 追完方法を変更すると契約は当然無効になる。

エ. 売主は、買主に不相当な負担を課さない限り、買主が請求した方法と異なる方法で追完できる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：一定条件の下で売主は異なる追完方法を選べる。

イ：不相当な負担を課さないことが条件である。

ウ：追完方法の選択は契約有効性とは別問題である。

エ：民法562条1項ただし書は、買主に不相当な負担を課さないことを条件に異なる追完方法を認める。

総合解説：民法562条1項ただし書は、買主に不相当な負担を課さないことを条件に異なる追完方法を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0025 売買 > 契約不適合責任 ｜ 難易度：標準

目的物の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によって生じた場合、買主の追完請求について適切なものはどれか。

ア. 買主は、その不適合を理由とする履行追完請求をすることができない。

イ. 売主は必ず代金の2倍を返還する。

ウ. 契約は当然に刑事事件となる。

エ. 買主は常に無条件で追完請求できる。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法562条2項は、不適合が買主の責めに帰すべき事由による場合、追完請求を否定する。

イ：そのような一般的効果はない。

ウ：民事上の契約不適合の問題である。

エ：買主帰責の場合は追完請求が制限される。

総合解説：民法562条2項は、不適合が買主の責めに帰すべき事由による場合、追完請求を否定する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0026 売買 > 契約不適合責任 ｜ 難易度：標準

目的物に契約不適合があり、追完が可能で、売主も追完を拒絶していない。買主が代金減額を求める場合の民法上の原則的手順として適切なものはどれか。

ア. 代金減額には刑事告訴が必要である。

イ. 相当の期間を定めて追完を催告し、その期間内に追完がなければ不適合の程度に応じて減額を請求する。

ウ. 催告せず必ず代金全額を支払わない。

エ. 買主が一方的に好きな金額まで減額できる。

答え・解説 **正答：イ**

ア：刑事手続は要件ではない。

イ：民法563条1項は、原則として追完催告を先行させ、その期間内に追完がない場合の代金減額を認める。

ウ：原則は追完催告後の減額である。

エ：減額は不適合の程度に応じる。

総合解説：民法563条1項は、原則として追完催告を先行させ、その期間内に追完がない場合の代金減額を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0027 売買 > 契約不適合責任 ｜ 難易度：応用

契約不適合について、買主が追完の催告をせず直ちに代金減額を請求できる場合として最も適切なものはどれか。

ア. 買主が単に催告を面倒だと感じた場合。

イ. 不適合がなくても買主が値下げを希望する場合。

ウ. 履行の追完が不能である場合。

エ. 売主が直ちに適切な追完を申し出ている場合。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：主観的な面倒さは無催告減額の理由ではない。

イ：契約不適合が前提である。

ウ：民法563条2項は、追完不能、明確な追完拒絶、定期行為の時期徒過、催告しても追完見込みがないことが明らかな場合等に無催告減額を認める。

エ：通常は無催告減額の典型ではない。

総合解説：民法563条2項は、追完不能、明確な追完拒絶、定期行為の時期徒過、催告しても追完見込みがないことが明らかな場合等に無催告減額を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0028 売買 > 契約不適合責任 ｜ 難易度：基礎

契約不適合がある場合の買主の救済について適切なものはどれか。

ア. 契約不適合では代金減額以外の救済は存在しない。

イ. 契約不適合があると自動的に契約が解除される。

ウ. 追完請求を選べる場合、損害賠償や解除は法律上常に禁止される。

エ. 追完請求・代金減額の規定は、要件を満たす損害賠償請求や契約解除を妨げない。

答え・解説 **正答：エ**

ア：複数の救済手段があり得る。

イ：解除には解除の要件・意思表示等が必要である。

ウ：民法564条は他の救済を一律に排除しない。

エ：民法564条は、債務不履行による損害賠償や解除権の行使を妨げないとする。

総合解説：民法564条は、債務不履行による損害賠償や解除権の行使を妨げないとする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0029 売買 > 契約不適合責任 ｜ 難易度：標準

売主が種類・品質に関して契約内容に適合しない目的物を引き渡し、買主がその不適合を知った。売主に悪意・重過失がない場合、買主が契約不適合を理由とする権利を失わないために重要な民法上の通知期間はどれか。

ア. 不適合を知った時から1年以内。

イ. 期間制限は一切ない。

ウ. 契約締結時から1週間以内。

エ. 引渡しから必ず10年間。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法566条は、種類・品質の不適合について、買主が知った時から1年以内の通知を求める。

イ：種類・品質不適合には通知期間の規律がある。

ウ：起算点・期間が異なる。

エ：民法566条の通知期間はそのような定めではない。

総合解説：民法566条は、種類・品質の不適合について、買主が知った時から1年以内の通知を求める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0030 売買 > 契約不適合責任 ｜ 難易度：応用

目的物の種類・品質の契約不適合について、引渡し時に売主がその不適合を知っていた場合の民法566条の扱いとして適切なものはどれか。

ア. 売主が知っていた場合ほど1週間以内の通知が必要になる。

イ. 買主が知った時から1年以内に通知しなかったことだけを理由に、同条による権利制限を受けるわけではない。

ウ. 売主が知っていても、1年経過で必ず全ての権利が消滅する。

エ. 売主が知っていたかどうかは条文上全く関係ない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：条文は売主悪意等の場合を例外としている。

イ：民法566条ただし書は、売主が引渡時に不適合を知っていた、または重過失で知らなかった場合を通知期間制限の例外とする。

ウ：同条の通知制限は適用されない。

エ：ただし書が明示的に考慮している。

総合解説：民法566条ただし書は、売主が引渡時に不適合を知っていた、または重過失で知らなかった場合を通知期間制限の例外とする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0031 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：基礎

民法上の賃貸借契約について、最も適切な説明はどれか。

ア. 仕事の完成に対して報酬を払う契約である。

イ. 法律行為を委託する契約である。

ウ. 賃貸人が物を使用・収益させることを約し、賃借人が賃料を支払い、終了時に返還することを約する契約である。

エ. 物を無償で使用させる契約だけをいう。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：それは請負の基本構造である。

イ：それは委任の基本構造である。

ウ：民法601条は、使用収益、賃料支払、終了時返還の約束を賃貸借の基本構造とする。

エ：無償利用は使用貸借の基本である。

総合解説：民法601条は、使用収益、賃料支払、終了時返還の約束を賃貸借の基本構造とする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0032 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：基礎

民法上、賃貸借の存続期間の上限について原則として正しいものはどれか。

ア. 当事者が定めれば1000年でもそのまま有効である。

イ. 上限は一律5年である。

ウ. 上限は一律20年である。

エ. 50年を超えることができず、それより長く定めても50年となる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：民法上の一般上限がある。

イ：民法604条の一般上限は50年である。

ウ：旧法の知識と混同しないことが重要で、現行法は50年である。

エ：現行民法604条は、賃貸借の存続期間の上限を50年とする。

総合解説：現行民法604条は、賃貸借の存続期間の上限を50年とする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0033 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：基礎

不動産賃貸借について、民法605条の原則として適切なものはどれか。

ア. 賃貸借を登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗できる。

イ. 賃貸借はどのような場合も第三者に対抗できない。

ウ. 口頭で契約しただけで常に全ての第三者に対抗できる。

エ. 賃貸借の登記をすると所有権そのものを取得する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法605条は不動産賃貸借の登記による対抗力を定める。

イ：登記等により対抗できる場合がある。

ウ：第三者対抗には対抗要件が問題となる。

エ：賃借権の対抗力と所有権取得は別である。

総合解説：民法605条は不動産賃貸借の登記による対抗力を定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0034 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：標準

賃貸物の通常使用に必要な設備が故障し、その故障について賃借人に責任がない。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 故障があると賃貸借は当然無効になる。

イ. 賃貸人が、使用・収益に必要な修繕をする義務を負う。

ウ. 第三者が無償で修繕しなければならない。

エ. 賃借人が常に全ての修繕費を負担する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：修繕義務の問題であり当然無効ではない。

イ：民法606条1項は賃貸人に必要修繕義務を課す。ただし賃借人の責めに帰すべき事由による場合は除かれる。

ウ：第三者にそのような一般義務はない。

エ：賃借人に責任がない必要修繕は原則として賃貸人の義務である。

総合解説：民法606条1項は賃貸人に必要修繕義務を課す。ただし賃借人の責めに帰すべき事由による場合は除かれる。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0035 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：標準

賃借人が不注意で賃貸設備を破損し、その結果修繕が必要となった。民法606条の賃貸人の修繕義務について適切なものはどれか。

ア. 賃借人の責任の有無は修繕義務に一切影響しない。

イ. 賃借人の故意・過失があっても常に賃貸人だけが負担する。

ウ. その修繕が賃借人の責めに帰すべき事由で必要となった場合、賃貸人の法定修繕義務の例外となる。

エ. 破損すると賃貸人が所有権を失う。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：民法606条は明示的に賃借人帰責を考慮する。

イ：賃借人帰責の場合は法定修繕義務の例外となる。

ウ：民法606条1項ただし書は、賃借人帰責で修繕が必要になった場合を賃貸人の修繕義務から除く。

エ：所有権の帰属とは無関係である。

総合解説：民法606条1項ただし書は、賃借人帰責で修繕が必要になった場合を賃貸人の修繕義務から除く。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0036 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：標準

賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとする場合、賃借人の対応として民法上の原則はどれか。

ア. 賃借人は理由を問わず常に拒否できる。

イ. 保存行為には必ず裁判所の許可が必要である。

ウ. 保存行為を行うと賃料債務は当然消滅する。

エ. 賃借人は、その保存行為を拒むことができない。

答え・解説 **正答：エ**

ア：保存に必要な行為は原則として拒めない。

イ：一般にそのような要件はない。

ウ：保存行為と賃料債務の消滅は直結しない。

エ：民法606条2項は、賃貸人の保存に必要な行為を賃借人が拒めないとする。

総合解説：民法606条2項は、賃貸人の保存に必要な行為を賃借人が拒めないとする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0037 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：応用

賃貸人が賃借人の意思に反して保存工事を行おうとしており、その工事のため賃借人が賃借目的を達成できなくなる。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 賃借人は契約を解除することができる。

イ. 賃貸借は自動的に所有権移転契約へ変わる。

ウ. 賃借人は必ず工事費を全額負担する。

エ. 賃借人はどのような場合も解除できない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法607条は、意思に反する保存行為により賃借目的を達成できない場合、賃借人の解除を認める。

イ：そのような効果はない。

ウ：解除の可否と工事費負担は別問題である。

エ：条文上、目的達成不能となる場合に解除が認められる。

総合解説：民法607条は、意思に反する保存行為により賃借目的を達成できない場合、賃借人の解除を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0038 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：標準

賃貸物に修繕が必要となり、賃借人が賃貸人へ通知したが、賃貸人が相当期間内に必要な修繕をしない。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 修繕が必要でも何も通知してはならない。

イ. 賃借人は自ら修繕することができる。

ウ. 賃借人は絶対に自ら修繕できない。

エ. 賃借人は賃貸物を直ちに売却できる。

答え・解説 **正答：イ**

ア：通常は賃貸人への通知が重要である。

イ：民法607条の2は、通知後に賃貸人が相当期間内に修繕しない場合、賃借人の修繕を認める。

ウ：一定の要件の下で賃借人修繕が認められる。

エ：賃借人に所有者としての売却権限が生じるわけではない。

総合解説：民法607条の2は、通知後に賃貸人が相当期間内に修繕しない場合、賃借人の修繕を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0039 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：応用

賃貸物の配管が破裂し、直ちに修繕しないと大きな被害が出る急迫の事情がある。民法上、賃借人の修繕について適切なものはどれか。

ア. 賃貸人の事前通知を受けるまで一切修繕できない。

イ. 修繕した瞬間に賃借人が所有者になる。

ウ. 急迫の事情があるため、賃借人は自ら修繕することができる。

エ. 急迫時でも賃貸借契約は当然終了する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：急迫の事情がある場合は賃借人修繕が認められる。

イ：修繕権限と所有権は別である。

ウ：民法607条の2第2号は、急迫の事情がある場合に賃借人による修繕を認める。

エ：修繕の必要だけで当然終了するわけではない。

総合解説：民法607条の2第2号は、急迫の事情がある場合に賃借人による修繕を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0040 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：標準

賃借人が、賃貸人の負担に属する賃貸物の必要費を支出した場合の民法上の原則はどれか。

ア. 必要費は常に賃借人が最終負担し、償還請求できない。

イ. 国に償還請求する。

ウ. 賃貸借終了後10年を待たなければ請求できない。

エ. 賃借人は賃貸人に対し、直ちに償還を請求できる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：賃貸人負担に属する必要費は償還請求可能である。

イ：請求先は原則として賃貸人である。

ウ：必要費は直ちに請求できる。

エ：民法608条1項は、賃貸人負担の必要費について賃借人の直ちの償還請求を認める。

総合解説：民法608条1項は、賃貸人負担の必要費について賃借人の直ちの償還請求を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0041 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：応用

賃借人が賃借物について有益費を支出し、その価値増加が賃貸借終了時にも現存している場合の民法上の基本的な考え方として適切なものはどれか。

ア. 有益費の償還は原則として賃貸借終了時に問題となる。

イ. 有益費を支出すると賃借人が所有権を取得する。

ウ. 有益費は支出した瞬間に必ず全額償還される。

エ. 有益費はどのような場合も一切償還されない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法608条2項は、有益費について賃貸借終了時に民法196条2項に従う償還を定める。

イ：費用償還と所有権取得は別である。

ウ：必要費と異なり、有益費は終了時の償還が基本である。

エ：一定の要件で償還が認められる。

総合解説：民法608条2項は、有益費について賃貸借終了時に民法196条2項に従う償還を定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0042 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の成立・効力 ｜ 難易度：標準

賃貸物が修繕を要する状態になり、賃貸人はまだその事実を知らない。この場合の賃借人の民法上の義務として適切なものはどれか。

ア. 賃貸人には知らせず必ず放置する。

イ. 遅滞なく、その旨を賃貸人に通知する。

ウ. 必ず警察だけに通知する。

エ. 賃貸人が知らない場合でも通知義務はない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：修繕必要時には通知義務がある。

イ：民法615条は、賃貸物が修繕を要するとき等に賃借人の遅滞ない通知義務を定める。

ウ：通知先は賃貸人である。

エ：賃貸人が既に知っている場合を除き通知が必要である。

総合解説：民法615条は、賃貸物が修繕を要するとき等に賃借人の遅滞ない通知義務を定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0043 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の終了・原状回復 ｜ 難易度：標準

賃借人の責めに帰すべき事由によらず、賃借物の一部が滅失して使用できなくなった。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 賃料は必ずゼロになる。

イ. 賃借人が所有権を取得する。

ウ. 賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて減額される。

エ. 賃料は必ず従前どおり全額のままである。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：一部使用不能であればその割合に応じた減額が原則である。

イ：賃料減額と所有権は無関係である。

ウ：民法611条1項は、賃借人に帰責性のない一部滅失等による使用収益不能について賃料の当然減額を定める。

エ：一部使用不能に応じた減額が認められる。

総合解説：民法611条1項は、賃借人に帰責性のない一部滅失等による使用収益不能について賃料の当然減額を定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0044 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の終了・原状回復 ｜ 難易度：応用

賃借人の責めに帰すべき事由によらず賃借物の一部が使用できなくなり、残った部分だけでは契約目的を達成できない。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 賃料を2倍にして契約を継続する。

イ. 賃借人は必ず契約を継続しなければならない。

ウ. 賃貸人の所有権が当然に消滅する。

エ. 賃借人は契約を解除することができる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：そのような効果はない。

イ：目的達成不能の場合は解除が認められる。

ウ：所有権の問題ではない。

エ：民法611条2項は、残存部分のみでは賃借目的を達成できない場合に賃借人の解除を認める。

総合解説：民法611条2項は、残存部分のみでは賃借目的を達成できない場合に賃借人の解除を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0045 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の終了・原状回復 ｜ 難易度：標準

賃借物の全部が滅失するなどして、全部について使用・収益できなくなった場合の民法上の原則はどれか。

ア. 賃貸借は、それによって終了する。

イ. 賃貸借は永久に存続する。

ウ. 賃借人が当然に所有者になる。

エ. 賃料だけ2倍になって契約は続く。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法616条の2は、賃借物全部の使用収益不能により賃貸借が終了すると定める。

イ：全部使用不能の場合は終了する。

ウ：使用不能と所有権移転は別である。

エ：そのような規定はない。

総合解説：民法616条の2は、賃借物全部の使用収益不能により賃貸借が終了すると定める。この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0046 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の終了・原状回復 ｜ 難易度：基礎

期間の定めのない土地の賃貸借で、当事者の一方が解約の申入れをした場合、民法617条の原則として賃貸借が終了するまでの期間はどれか。

ア. 解約申入れから3か月。

イ. 解約申入れの日から1年。

ウ. 解約申入れから1日。

エ. 解約申入れの日に即時終了。

答え・解説 **正答：イ**

ア：3か月は建物の原則である。

イ：民法617条1項は、期間の定めのない土地賃貸借について解約申入れ後1年で終了するとする。

ウ：1日は動産等の原則である。

エ：土地については1年の期間が定められている。

総合解説：民法617条1項は、期間の定めのない土地賃貸借について解約申入れ後1年で終了するとする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0047 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の終了・原状回復 ｜ 難易度：基礎

期間の定めのない建物の賃貸借について、民法617条の解約申入れから終了までの原則的期間はどれか。

ア. 10年（期間の定めのない建物賃貸借の解約申入れ期間ではない）。

イ. 1日（動産等の賃貸借の原則と混同している）。

ウ. 3か月（建物賃貸借について民法617条が定める原則）。

エ. 1年（土地賃貸借の原則と混同している）。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：建物賃貸借の解約申入れの原則期間ではない。

イ：1日は動産等についての期間と混同している。

ウ：民法617条1項は、建物の賃貸借について解約申入れから3か月で終了するとする。

エ：1年は土地の賃貸借についての期間と混同している。

総合解説：民法617条1項は、建物賃貸借について解約申入れから3か月で終了するとする。この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0048 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の終了・原状回復 ｜ 難易度：基礎

A社はB社から期間を定めずに業務用の移動式発電機を賃借している。特約がない状態でA社が解約を申し入れた場合、民法617条の原則として賃貸借が終了するのはいつか。

ア. 解約申入れと同時。

イ. 解約申入れの日から3か月を経過した時。

ウ. 解約申入れの日から1年を経過した時。

エ. 解約申入れの日から1日を経過した時。

答え・解説 **正答：エ**

ア：期間の定めのない動産賃貸借でも、民法617条は解約申入れから1日の経過を予定する。

イ：3か月は建物賃貸借についての原則的期間である。

ウ：1年は土地賃貸借についての原則的期間である。

エ：民法617条1項は、動産等の期間の定めのない賃貸借について、解約申入れの日から1日を経過すると終了すると定める。

総合解説：民法617条1項は、動産等の期間の定めのない賃貸借について、解約申入れの日から1日を経過すると終了すると定める。土地の1年、建物の3か月と区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0049 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の終了・原状回復 ｜ 難易度：標準

期間満了後も賃借人が使用・収益を継続し、賃貸人がそれを知りながら異議を述べなかった。この場合の民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 従前と同一の条件で賃貸借を更新したものと推定されるが、期間については従前どおり固定されるわけではない。

イ. 賃借人が所有権を取得する。

ウ. 従前契約の全条件が失われ、全く新しい契約を裁判所が作る。

エ. 賃貸借は必ず無効となる。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法619条は、継続使用を知りつつ異議がない場合に同一条件の更新を推定し、期間については別扱いとする。

イ：更新と所有権取得は別である。

ウ：条文は同一条件での更新を推定する。

エ：継続使用と無異議により更新が推定される。

総合解説：民法619条は、継続使用を知りつつ異議がない場合に同一条件の更新を推定し、期間については別扱いとする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0050 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の終了・原状回復 ｜ 難易度：標準

賃貸借終了時の原状回復について、民法621条の原則として適切なものはどれか。

ア. 原状回復義務は賃貸人だけが負う。

イ. 通常の使用・収益による損耗や経年変化は、原則として賃借人の原状回復義務の対象から除かれる。

ウ. 通常損耗も経年変化も全て新品同様に戻す義務がある。

エ. 賃借人にはどのような損傷についても原状回復義務がない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：一定の損傷について賃借人が義務を負う。

イ：民法621条は、通常損耗と経年変化を原状回復義務の対象となる損傷から除外する。

ウ：民法621条はこれらを除外する。

エ：賃借人帰責の損傷などは対象となり得る。

総合解説：民法621条は、通常損耗と経年変化を原状回復義務の対象となる損傷から除外する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0051 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の終了・原状回復 ｜ 難易度：標準

賃借物に損傷が生じたが、その損傷は賃借人の責めに帰することができない事由によるものだった。賃貸借終了時の民法上の原則はどれか。

ア. 原因を問わず賃借人が必ず全額負担する。

イ. 損傷があると賃借人が所有権を失う。

ウ. その損傷について、賃借人は原状回復義務を負わない。

エ. 賃貸借終了後は損傷原因を一切考慮しない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：賃借人に帰責性がない場合は原則として義務を負わない。

イ：所有権の問題ではない。

ウ：民法621条ただし書は、賃借人に帰責できない損傷について原状回復義務を否定する。

エ：民法621条は帰責性を考慮する。

総合解説：民法621条ただし書は、賃借人に帰責できない損傷について原状回復義務を否定する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0052 賃貸借・使用貸借 > 賃貸借の終了・原状回復 ｜ 難易度：応用

建物賃貸借が終了し、賃借人が建物を返還した。未払賃料など敷金で担保される債務が一部残っている。この場合の民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 賃借人は建物を返還しなくても必ず即時に全額返還を受ける。

イ. 敷金は契約終了時に国へ納付される。

ウ. 賃貸人は未払債務の有無にかかわらず敷金全額を取得できる。

エ. 賃貸人は、敷金から未払債務額を控除した残額を賃借人に返還する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：敷金返還時期には賃貸借終了と返還が関係する。

イ：敷金は賃貸人と賃借人間の担保関係である。

ウ：敷金は担保目的の金銭であり、残額返還が必要である。

エ：民法622条の2は、賃貸借終了・返還後に、敷金から賃借人債務を控除した残額の返還を定める。

総合解説：民法622条の2は、賃貸借終了・返還後に、敷金から賃借人債務を控除した残額の返還を定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0053 賃貸借・使用貸借 > 使用貸借 ｜ 難易度：基礎

民法上の使用貸借について、最も適切な説明はどれか。

ア. 貸主が物を引き渡すことを約し、借主がその物を無償で使用・収益して契約終了時に返還することを約する契約である。

イ. 法律行為を代理する契約である。

ウ. 必ず賃料を支払うことを要する契約である。

エ. 仕事を完成することが目的の契約である。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法593条は、無償の使用収益と終了時返還を使用貸借の基本とする。

イ：それは委任等の問題である。

ウ：賃料を支払うのは賃貸借の基本で、使用貸借は無償である。

エ：それは請負である。

総合解説：民法593条は、無償の使用収益と終了時返還を使用貸借の基本とする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0054 賃貸借・使用貸借 > 使用貸借 ｜ 難易度：標準

口頭で使用貸借契約を結んだが、借主はまだ借用物を受け取っていない。貸主が契約を解除したい場合の民法上の原則はどれか。

ア. 貸主は契約成立後は絶対に解除できない。

イ. 貸主は、借主が受け取るまで契約を解除できる。

ウ. 借主が受け取る前でも必ず損害賠償をして初めて解除できる。

エ. 解除には裁判所の許可が必須である。

答え・解説 **正答：イ**

ア：受取り前解除が認められている。

イ：民法593条の2は、借用物受取り前の貸主解除を認める。ただし書面による使用貸借は例外である。

ウ：条文は一般にその要件を置いていない。

エ：一般にその要件はない。

総合解説：民法593条の2は、借用物受取り前の貸主解除を認める。ただし書面による使用貸借は例外である。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0055 賃貸借・使用貸借 > 使用貸借 ｜ 難易度：標準

使用貸借で借主が契約で定めた用途に反して借用物を使用した。この場合の民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 用途違反により借主が所有権を取得する。

イ. 貸主は必ず借用物を無償譲渡しなければならない。

ウ. 貸主は契約を解除することができる。

エ. 用途違反があっても貸主は何もできない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：所有権取得の効果はない。

イ：そのような義務はない。

ウ：民法594条は契約または物の性質に従う使用を求め、違反時に貸主の解除を認める。

エ：用法違反は解除原因となり得る。

総合解説：民法594条は契約または物の性質に従う使用を求め、違反時に貸主の解除を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0056 賃貸借・使用貸借 > 使用貸借 ｜ 難易度：標準

使用貸借の借主が、貸主の承諾を得ず第三者に借用物を使用させた。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 第三者使用は法律上常に刑事犯罪となる。

イ. 借主は自由に第三者へ使用させられる。

ウ. 第三者使用をすると自動的に売買契約になる。

エ. 貸主は契約を解除することができる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：民事上の契約違反の問題であり、常に犯罪とは限らない。

イ：原則として貸主の承諾が必要である。

ウ：契約類型が自動転換するわけではない。

エ：民法594条2項・3項は、無断で第三者に使用収益させることを禁止し、違反時の解除を認める。

総合解説：民法594条2項・3項は、無断で第三者に使用収益させることを禁止し、違反時の解除を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0057 賃貸借・使用貸借 > 使用貸借 ｜ 難易度：基礎

使用貸借における借用物の通常の必要費について、民法上の原則はどれか。

ア. 借主が負担する。

イ. 貸主が必ず負担する。

ウ. 国が負担する。

エ. 第三者が負担する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法595条1項は、借用物の通常の必要費を借主負担とする。

イ：使用貸借では通常の必要費は借主負担である。

ウ：そのような規定はない。

エ：一般原則は借主負担である。

総合解説：民法595条1項は、借用物の通常の必要費を借主負担とする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0058 賃貸借・使用貸借 > 使用貸借 ｜ 難易度：応用

使用貸借の終了事由について、民法上正しい組合せはどれか。

ア. 貸主の死亡だけで必ず終了し、借主の死亡では終了しない。

イ. 期間を定めた場合は期間満了で終了し、また借主の死亡によっても終了する。

ウ. 借主の死亡では売買契約に変わる。

エ. 期間満了でも借主が望めば当然に永久更新され、死亡でも終了しない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：借主死亡が法定終了事由である。

イ：民法597条1項・3項は、期間満了と借主死亡を使用貸借の終了事由として定める。

ウ：そのような効果はない。

エ：いずれも条文に反する。

総合解説：民法597条1項・3項は、期間満了と借主死亡を使用貸借の終了事由として定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0059 賃貸借・使用貸借 > 使用貸借 ｜ 難易度：応用

使用貸借で期間は定めていないが、「イベント開催期間中に機材を使用する」という使用目的を定めていた。借主がその目的に従う使用を終えた場合の原則はどれか。

ア. 目的を終えても貸主は返還を求められない。

イ. 目的を終えても必ず50年間存続する。

ウ. 使用貸借は終了する。

エ. 目的を終えると借主が所有者になる。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：使用貸借は終了し返還関係が問題となる。

イ：そのような存続期間はない。

ウ：民法597条2項は、期間を定めず目的を定めた場合、借主が目的に従う使用収益を終えることで終了するとする。

エ：使用貸借の終了と所有権移転は別である。

総合解説：民法597条2項は、期間を定めず目的を定めた場合、借主が目的に従う使用収益を終えることで終了するとする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0060 賃貸借・使用貸借 > 使用貸借 ｜ 難易度：標準

使用貸借で期間も使用・収益の目的も定めていない場合の民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 貸主も借主も一切解除できない。

イ. 借主だけが解除でき、貸主は永遠に解除できない。

ウ. 貸主だけが解除でき、借主は絶対に解除できない。

エ. 貸主はいつでも解除でき、借主もいつでも解除できる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：双方に解除の余地が認められている。

イ：無期間・無目的では貸主も解除できる。

ウ：借主もいつでも解除できる。

エ：民法598条2項・3項は、無期間・無目的の場合の貸主解除と、借主の一般的な随時解除を認める。

総合解説：民法598条2項・3項は、無期間・無目的の場合の貸主解除と、借主の一般的な随時解除を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0061 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：基礎

民法上の請負契約について、最も適切な説明はどれか。

ア. 一方が仕事を完成することを約し、相手方が仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約である。

イ. 物を無償で貸す契約である。

ウ. 物を保管することだけを目的とする契約である。

エ. 法律行為をすること自体を委託する契約である。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法632条は、仕事の完成とその結果への報酬を請負の基本とする。

イ：それは使用貸借である。

ウ：それは寄託の基本である。

エ：それは委任の基本である。

総合解説：民法632条は、仕事の完成とその結果への報酬を請負の基本とする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0062 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：基礎

請負で仕事の目的物の引渡しを要する場合、報酬の支払時期について民法上の原則はどれか。

ア. 報酬は法律上支払う必要がない。

イ. 目的物の引渡しと同時に支払う。

ウ. 契約締結と同時に必ず全額前払いする。

エ. 目的物引渡しから必ず5年後に支払う。

答え・解説 **正答：イ**

ア：請負は仕事の結果に対する報酬を予定する。

イ：民法633条は、目的物引渡しを要する請負の報酬を引渡しと同時に支払うとする。

ウ：一般原則は引渡しと同時である。

エ：そのような規定はない。

総合解説：民法633条は、目的物引渡しを要する請負の報酬を引渡しと同時に支払うとする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0063 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：標準

請負の仕事が完成したが、仕事の性質上、目的物の引渡しを要しない。この場合の報酬支払について適切なものはどれか。

ア. 引渡しがないため報酬請求権は発生しない。

イ. 契約締結前に必ず全額支払う。

ウ. 民法633条により雇用の報酬支払時期の規定が準用され、仕事完成後の支払が基本となる。

エ. 報酬は必ず国が支払う。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：引渡し不要の請負でも報酬は生じ得る。

イ：そのような一般原則ではない。

ウ：引渡しを要しない請負では民法633条ただし書が624条1項を準用する。

エ：当事者間の契約上の報酬である。

総合解説：引渡しを要しない請負では民法633条ただし書が624条1項を準用する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0064 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：応用

注文者の責めに帰することができない事情で請負仕事を完成できなくなったが、既に完成した可分部分によって注文者が利益を受けている。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 請負人は必ず契約総額の2倍を請求できる。

イ. 注文者が利益を受けても、その部分は法律上存在しないものと扱う。

ウ. 仕事全体が未完成なら、どれほど利益があっても報酬は常にゼロである。

エ. その可分部分を完成とみなし、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求できる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：利益割合に応じるのであって2倍ではない。

イ：一定の可分部分を仕事完成とみなす規定がある。

ウ：可分部分の利益に応じた報酬が認められる場合がある。

エ：民法634条は、一定の場合に可分部分による注文者利益に応じた報酬請求を認める。

総合解説：民法634条は、一定の場合に可分部分による注文者利益に応じた報酬請求を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0065 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：応用

請負契約が仕事の完成前に解除されたが、既にした仕事のうち可分な部分の給付で注文者が現実に利益を受けている。この場合の民法上の考え方として適切なものはどれか。

ア. 注文者が受ける利益の割合に応じ、請負人が報酬を請求できる場合がある。

イ. 解除されると注文者が請負人に仕事を譲渡しなければならない。

ウ. 解除された以上、既に受けた利益に関係なく常に報酬ゼロである。

エ. 解除されると請負人は必ず全額報酬を請求できる。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法634条は、完成前解除の場合にも、可分部分で注文者が利益を受けるとき割合報酬を認める。

イ：そのような効果はない。

ウ：可分利益部分について報酬が認められる場合がある。

エ：利益の割合に応じるのが原則で、常に全額ではない。

総合解説：民法634条は、完成前解除の場合にも、可分部分で注文者が利益を受けるとき割合報酬を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0066 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：標準

注文者が提供した材料自体の性質が原因で、完成物が種類・品質について契約内容に適合しなかった。請負人は材料が不適当であることを知らなかった。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 原因が注文者提供材料でも、請負人は常に無条件で全責任を負う。

イ. 注文者は、その材料の性質によって生じた不適合を理由に請負人へ追完等を請求できない。

ウ. 完成物は自動的に国の所有になる。

エ. 注文者は必ず報酬の10倍を請求できる。

答え・解説 **正答：イ**

ア：民法636条の責任制限がある。

イ：民法636条本文は、注文者提供材料・指図による不適合について請負人の責任を制限する。

ウ：そのような効果はない。

エ：そのような法定倍率はない。

総合解説：民法636条本文は、注文者提供材料・指図による不適合について請負人の責任を制限する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0067 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：応用

注文者の指図が不適当であることを請負人が知っていたのに、そのことを注文者へ告げず、指図どおり施工して契約不適合が生じた。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 請負人が知っていた場合、注文者だけが全責任を負う。

イ. 指図の不適当を知っているほど請負人の責任は軽くなる。

ウ. 注文者提供の指図が原因でも、請負人は民法636条の責任制限を主張できない。

エ. 注文者の指図が原因なら、請負人が知っていても必ず免責される。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：請負人の告知義務違反を無視している。

イ：条文は逆に責任制限を外す。

ウ：民法636条ただし書は、請負人が材料・指図の不適当を知りながら告げなかった場合を責任制限の例外とする。

エ：知りながら告げなかった場合は例外となる。

総合解説：民法636条ただし書は、請負人が材料・指図の不適当を知りながら告げなかった場合を責任制限の例外とする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0068 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：標準

請負目的物の種類・品質に関する契約不適合を注文者が知った場合、請負人に悪意・重過失がないとき、民法637条上重要な通知期間はどれか。

ア. 通知期間は一切ない。

イ. 契約締結から3日以内。

ウ. 目的物引渡しから必ず20年以内。

エ. 不適合を知った時から1年以内。

答え・解説 **正答：エ**

ア：種類・品質不適合について通知期間の規律がある。

イ：起算点・期間が異なる。

ウ：民法637条の通知期間ではない。

エ：民法637条1項は、注文者が不適合を知った時から1年以内の通知を求める。

総合解説：民法637条1項は、注文者が不適合を知った時から1年以内の通知を求める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0069 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：応用

仕事目的物の引渡し時に、請負人が契約不適合を知っていた場合の民法637条の扱いとして適切なものはどれか。

ア. 注文者が知った時から1年以内に通知しなかったことだけを理由とする同条の権利制限は適用されない。

イ. 請負人が知っていた場合ほど注文者の権利は直ちに消滅する。

ウ. 請負人の認識は一切考慮されない。

エ. 請負人が知っていれば注文者は一切の請求をできない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法637条2項は、引渡し時等に請負人が不適合を知り、または重過失で知らなかった場合を通知制限の例外とする。

イ：条文は請負人悪意等の場合を例外としている。

ウ：民法637条2項が明示的に考慮している。

エ：逆であり、通知制限の適用が外れる。

総合解説：民法637条2項は、引渡し時等に請負人が不適合を知り、または重過失で知らなかった場合を通知制限の例外とする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0070 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：標準

請負人がまだ仕事を完成していない段階で、注文者が契約をやめたい。民法641条の原則として適切なものはどれか。

ア. 注文者は損害を一切考慮せず常に無償解除できる。

イ. 注文者は、損害を賠償して契約を解除することができる。

ウ. 解除には必ず請負人の同意が必要である。

エ. 注文者は完成前でも絶対に解除できない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：損害賠償が条件となる。

イ：民法641条は、仕事完成前であれば注文者に損害賠償を条件とする任意解除を認める。

ウ：条文上、注文者の解除権として認められる。

エ：民法641条が任意解除を認める。

総合解説：民法641条は、仕事完成前であれば注文者に損害賠償を条件とする任意解除を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0071 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：標準

請負人が仕事を既に完成した後、注文者が民法641条の「完成前の任意解除」を使いたいと主張した。この主張について適切なものはどれか。

ア. 完成後は注文者が必ず報酬を支払わなくてよい。

イ. 完成後の方が民法641条による任意解除は自由になる。

ウ. 民法641条の任意解除は仕事完成前を対象とするため、その条文を根拠には解除できない。

エ. 完成後は契約が当然無効となる。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：報酬支払義務とは別問題である。

イ：条文の適用時期と逆である。

ウ：民法641条は明文で「仕事を完成しない間」に限って注文者の任意解除を認める。

エ：完成したことは無効原因ではない。

総合解説：民法641条は明文で「仕事を完成しない間」に限って注文者の任意解除を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0072 請負・委任・寄託 > 請負 ｜ 難易度：標準

「完成したウェブサイトを納品すること」を中心的な義務とし、その完成結果に対して報酬を支払う契約は、典型的にはどの契約類型に近いか。

ア. 使用貸借。

イ. 寄託。

ウ. 贈与。

エ. 請負。

答え・解説 **正答：エ**

ア：使用貸借は物を無償で使用収益させる契約である。

イ：寄託は物の保管を委託する契約である。

ウ：贈与は財産を無償で与える契約であり、仕事完成の対価構造とは異なる。

エ：請負は仕事の完成とその結果への報酬を中心とするため、完成成果物の納品を主目的とする契約は典型的に請負に近い。

総合解説：請負は仕事の完成とその結果への報酬を中心とするため、完成成果物の納品を主目的とする契約は典型的に請負に近い。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0073 請負・委任・寄託 > 委任・準委任 ｜ 難易度：基礎

民法上の委任について、最も適切な説明はどれか。

ア. 一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方が承諾することで効力を生ずる。

イ. 物を保管する契約である。

ウ. 必ず仕事の完成を約束する契約である。

エ. 物を無償で貸す契約である。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法643条は、法律行為の委託と承諾を委任の成立要件とする。

イ：それは寄託である。

ウ：完成結果を中心とするのは請負の特徴である。

エ：それは使用貸借である。

総合解説：民法643条は、法律行為の委託と承諾を委任の成立要件とする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0074 請負・委任・寄託 > 委任・準委任 ｜ 難易度：基礎

準委任について、民法上正しい説明はどれか。

ア. 準委任には委任の規定が一切適用されない。

イ. 法律行為ではない事務の委託に、委任の規定が準用される。

ウ. 法律行為の委託だけを準委任という。

エ. 物の売買だけを準委任という。

答え・解説 **正答：イ**

ア：民法656条により準用される。

イ：民法656条は、法律行為でない事務の委託について委任規定を準用する。

ウ：法律行為の委託は委任である。

エ：売買は準委任ではない。

総合解説：民法656条は、法律行為でない事務の委託について委任規定を準用する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0075 請負・委任・寄託 > 委任・準委任 ｜ 難易度：標準

受任者が委任事務を処理する際の注意義務について、民法上適切なものはどれか。

ア. 自分の都合だけを優先して処理すればよい。

イ. 無償委任なら一切の注意義務を負わない。

ウ. 委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって処理する。

エ. 委任者から指示があっても全て無視できる。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：委任の本旨に従う必要がある。

イ：民法644条は受任者一般に善管注意義務を定める。

ウ：民法644条は受任者に善管注意義務を課す。

エ：委任の本旨に従う義務に反する。

総合解説：民法644条は受任者に善管注意義務を課す。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0076 請負・委任・寄託 > 委任・準委任 ｜ 難易度：標準

委任事務の処理中に委任者から状況報告を求められた。受任者の民法上の義務として適切なものはどれか。

ア. 報告義務は裁判所に対してだけ負う。

イ. 終了後は結果を隠してよい。

ウ. 委任終了まで一切報告する必要はない。

エ. 委任者の請求があれば、いつでも処理状況を報告し、委任終了後は遅滞なく経過と結果を報告する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：報告先は委任者である。

イ：終了後も遅滞ない報告が必要である。

ウ：請求があれば処理中でも報告義務がある。

エ：民法645条は処理中の請求時報告と終了後の経過・結果報告を定める。

総合解説：民法645条は処理中の請求時報告と終了後の経過・結果報告を定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0077 請負・委任・寄託 > 委任・準委任 ｜ 難易度：標準

受任者が委任事務の処理に当たり、取引先から委任者のための金銭を受け取った。この金銭について民法上の原則はどれか。

ア. 受任者は委任者に引き渡さなければならない。

イ. 受取物は自動的に無主物となる。

ウ. 受任者が自由に自分のものにできる。

エ. 受任者は必ず国へ納付する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法646条1項は、委任事務処理に当たって受け取った金銭その他の物を委任者へ引き渡す義務を定める。

イ：そのような効果はない。

ウ：委任者への引渡義務がある。

エ：一般に委任者へ引き渡す。

総合解説：民法646条1項は、委任事務処理に当たって受け取った金銭その他の物を委任者へ引き渡す義務を定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0078 請負・委任・寄託 > 委任・準委任 ｜ 難易度：標準

受任者が委任者のために、自分の名義である権利を取得した。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 受任者は当然にその権利を自分の利益のため保持できる。

イ. 受任者は、その権利を委任者に移転しなければならない。

ウ. 権利は必ず第三者に無償譲渡しなければならない。

エ. 権利を取得すると委任契約が自動的に無効になる。

答え・解説 **正答：イ**

ア：委任者への移転義務がある。

イ：民法646条2項は、委任者のため自己名義で取得した権利の移転義務を定める。

ウ：移転先は原則として委任者である。

エ：そのような効果はない。

総合解説：民法646条2項は、委任者のため自己名義で取得した権利の移転義務を定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0079 請負・委任・寄託 > 委任・準委任 ｜ 難易度：基礎

受任者の報酬について、民法上の原則として正しいものはどれか。

ア. 受任者が報酬額を一方的に決められる。

イ. 報酬は必ず第三者が支払う。

ウ. 特約がなければ、受任者は委任者に報酬を請求できない。

エ. 委任では必ず法定報酬が発生する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：当事者の合意等が必要である。

イ：通常は委任者との関係で定める。

ウ：民法648条1項は、委任の報酬について特約がなければ請求できないとする。

エ：特約がなければ報酬請求できないのが原則である。

総合解説：民法648条1項は、委任の報酬について特約がなければ請求できないとする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0080 請負・委任・寄託 > 委任・準委任 ｜ 難易度：標準

委任事務の処理に必要な費用が発生する見込みで、受任者が委任者に前払いを求めた。この場合の民法上の原則はどれか。

ア. 委任者は理由を問わず前払請求を拒否できる。

イ. 受任者は必ず自費で処理し、前払請求は一切できない。

ウ. 費用は常に裁判所が立て替える。

エ. 委任者は、受任者の請求により必要な費用を前払いしなければならない。

答え・解説 **正答：エ**

ア：必要費用について請求があれば前払義務が生じる。

イ：民法649条に前払請求の制度がある。

ウ：そのような一般制度ではない。

エ：民法649条は、委任事務の処理に費用を要するとき、受任者の請求による前払義務を定める。

総合解説：民法649条は、委任事務の処理に費用を要するとき、受任者の請求による前払義務を定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0081 請負・委任・寄託 > 委任・準委任 ｜ 難易度：標準

委任契約の解除について、民法上最も適切なものはどれか。

ア. 各当事者はいつでも解除できるが、相手方に不利な時期の解除などでは、やむを得ない事由がない限り損害賠償が必要となることがある。

イ. 委任は一度成立すると双方とも絶対に解除できない。

ウ. いつ解除しても絶対に損害賠償責任は生じない。

エ. 解除できるのは委任者だけで、受任者は解除できない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法651条は随時解除を認めつつ、不利な時期の解除等について損害賠償責任を定める。

イ：各当事者に随時解除権がある。

ウ：一定の場合に損害賠償が必要となる。

エ：各当事者が解除できる。

総合解説：民法651条は随時解除を認めつつ、不利な時期の解除等について損害賠償責任を定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0082 請負・委任・寄託 > 委任・準委任 ｜ 難易度：標準

委任の法定終了事由について、民法653条に照らして正しいものはどれか。

ア. 委任者が住所を変更しただけで必ず終了する。

イ. 委任者または受任者の死亡・破産手続開始、または受任者の後見開始の審判などで終了する。

ウ. 委任者が後見開始の審判を受けたことだけで必ず終了する。

エ. 受任者が旅行しただけで必ず終了する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：住所変更は法定終了事由ではない。

イ：民法653条は、双方の死亡・破産手続開始と、受任者の後見開始を終了事由として列挙する。

ウ：条文が挙げる後見開始は受任者についてである。

エ：旅行は法定終了事由ではない。

総合解説：民法653条は、双方の死亡・破産手続開始と、受任者の後見開始を終了事由として列挙する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0083 請負・委任・寄託 > 寄託 ｜ 難易度：基礎

民法上の寄託について、最も適切な説明はどれか。

ア. 寄託は仕事の完成を目的とする契約である。

イ. 必ず寄託物の現実の引渡しが契約成立要件となる。

ウ. 一方がある物の保管を相手方に委託し、相手方が承諾することで効力を生ずる。

エ. 寄託は物の所有権を無償で譲渡する契約である。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：仕事完成を中心とするのは請負である。

イ：現行民法では合意によって成立する。

ウ：民法657条は、保管の委託と受寄者の承諾によって寄託が成立するとする。

エ：所有権移転ではなく保管の委託である。

総合解説：民法657条は、保管の委託と受寄者の承諾によって寄託が成立するとする。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0084 請負・委任・寄託 > 寄託 ｜ 難易度：標準

寄託契約を締結したが、受寄者はまだ寄託物を受け取っていない。寄託者が契約を解除したい場合の民法上の原則はどれか。

ア. 寄託者は契約締結後一切解除できない。

イ. 解除すると必ず寄託物の所有権を受寄者へ移す。

ウ. 解除には常に裁判所の許可が必要である。

エ. 寄託者は受寄者が寄託物を受け取るまで解除でき、受寄者に損害が生じれば賠償問題が生じ得る。

答え・解説 **正答：エ**

ア：受取り前解除が認められている。

イ：所有権移転の効果はない。

ウ：一般にその要件はない。

エ：民法657条の2第1項は、受取り前の寄託者解除を認め、受寄者の損害賠償請求も規定する。

総合解説：民法657条の2第1項は、受取り前の寄託者解除を認め、受寄者の損害賠償請求も規定する。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0085 請負・委任・寄託 > 寄託 ｜ 難易度：標準

受寄者が寄託物を自分で使用し、さらに第三者に保管させようとしている。民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 使用には寄託者の承諾が必要で、第三者保管にも寄託者の承諾またはやむを得ない事由が必要である。

イ. 使用は自由だが第三者保管だけ禁止される。

ウ. 第三者保管は自由だが使用だけ禁止される。

エ. 受寄者は自由に使用し、自由に第三者へ預けられる。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法658条は、寄託物使用と第三者保管を制限している。

イ：使用にも寄託者の承諾が必要である。

ウ：第三者保管にも承諾またはやむを得ない事由が必要である。

エ：寄託者の承諾等が必要である。

総合解説：民法658条は、寄託物使用と第三者保管を制限している。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0086 請負・委任・寄託 > 寄託 ｜ 難易度：基礎

無報酬の受寄者が寄託物を保管する際の注意義務について、民法上の原則はどれか。

ア. 寄託者より高価な保管設備を必ず購入する。

イ. 自己の財産に対するのと同一の注意をもって保管する。

ウ. 一切の注意義務を負わない。

エ. 常に結果責任を負い、不可抗力でも必ず賠償する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：そのような具体的設備購入義務ではない。

イ：民法659条は、無報酬受寄者の注意義務を自己の財産に対するのと同一の注意と定める。

ウ：無報酬でも一定の注意義務を負う。

エ：条文はそのような絶対責任を定めていない。

総合解説：民法659条は、無報酬受寄者の注意義務を自己の財産に対するのと同一の注意と定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0087 請負・委任・寄託 > 寄託 ｜ 難易度：標準

寄託物について第三者が受寄者に対し訴えを提起した。寄託者はその事実を知らない。この場合の受寄者の民法上の義務として適切なものはどれか。

ア. 寄託者には知らせてはならない。

イ. 受寄者は寄託物を直ちに廃棄しなければならない。

ウ. 遅滞なくその事実を寄託者に通知する。

エ. 通知先は必ず第三者の勤務先である。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：遅滞ない通知が必要である。

イ：そのような義務はない。

ウ：民法660条1項は、第三者による訴え・差押え等があった場合の受寄者の通知義務を定める。

エ：通知先は寄託者である。

総合解説：民法660条1項は、第三者による訴え・差押え等があった場合の受寄者の通知義務を定める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0088 請負・委任・寄託 > 寄託 ｜ 難易度：標準

寄託物の返還時期を契約で定めていた場合の寄託者の返還請求について、民法上の原則はどれか。

ア. 返還請求すると寄託者は所有権を失う。

イ. 返還請求には必ず裁判判決が必要である。

ウ. 返還時期までは寄託者から絶対に返還請求できない。

エ. 返還時期の定めがあっても、寄託者はいつでも返還を請求できる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：返還請求と所有権喪失は無関係である。

イ：一般にその要件はない。

ウ：民法662条は随時返還請求を認める。

エ：民法662条1項は、返還時期の定めがあっても寄託者の随時返還請求を認める。

総合解説：民法662条1項は、返還時期の定めがあっても寄託者の随時返還請求を認める。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0089 請負・委任・寄託 > 寄託 ｜ 難易度：標準

寄託物の返還時期を定めている場合、受寄者がその期限前に返還したい。民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. やむを得ない事由がなければ、受寄者は期限前に返還することができない。

イ. 期限前返還をすると寄託物が受寄者の所有になる。

ウ. 受寄者は理由を問わずいつでも期限前返還できる。

エ. 受寄者は期限後も永久に返還しなくてよい。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法663条2項は、返還時期の定めがあるとき受寄者の期限前返還をやむを得ない事由がある場合に限る。

イ：そのような効果はない。

ウ：期限の定めがある場合は制限される。

エ：返還義務がある。

総合解説：民法663条2項は、返還時期の定めがあるとき受寄者の期限前返還をやむを得ない事由がある場合に限る。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0090 請負・委任・寄託 > 寄託 ｜ 難易度：標準

寄託物を保管すべき場所が契約上定められている。受寄者が正当な事由なく別の場所へ移した場合を除き、返還場所について民法上の原則はどれか。

ア. 必ず寄託者の住所で返還する。

イ. 寄託物は、その保管をすべき場所で返還する。

ウ. 必ず受寄者の本店で返還する。

エ. 返還場所は法律上全く定めがなく、受寄者が自由に決める。

答え・解説 **正答：イ**

ア：原則は保管をすべき場所である。

イ：民法664条は保管をすべき場所を返還場所の原則とし、正当な事由で保管場所を変更した場合は現在地で返還できる。

ウ：契約上の保管場所等が基準となる。

エ：民法664条に返還場所の規律がある。

総合解説：民法664条は保管をすべき場所を返還場所の原則とし、正当な事由で保管場所を変更した場合は現在地で返還できる。 この論点では、契約類型ごとの成立要件、当事者の義務、解除・責任の要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0091 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：基礎

「9月30日に代金を支払う」と支払期限を確定している債務について、民法上、債務者が履行遅滞の責任を負い始める時期として適切なものはどれか。

ア. 9月30日の期限が到来した時。

イ. 契約締結時から直ちに履行遅滞となる。

ウ. 裁判所が支払命令を出した時。

エ. 債権者が催告した時に限る。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法412条1項は、確定期限のある債務について、その期限が到来した時から履行遅滞の責任を負うとする。

イ：履行期がまだ到来していない段階では原則として遅滞ではない。

ウ：裁判所の命令は履行遅滞発生の一般的要件ではない。

エ：確定期限付き債務では、期限到来自体が基準となる。

総合解説：民法412条1項は、確定期限のある債務について、その期限が到来した時から履行遅滞の責任を負うとする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0092 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：標準

「A社の新店舗が開店した日に支払う」というように、到来時期が確定していない期限を付した債務について、民法412条の原則として適切なものはどれか。

ア. 債権者が裁判を起こすまで遅滞にならない。

イ. 債務者が期限到来後にその到来を知った時、または期限到来後に履行請求を受けた時のいずれか早い時から遅滞責任を負う。

ウ. 契約成立時から直ちに遅滞責任を負う。

エ. 期限が到来しても、債務者が死亡するまで遅滞にならない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：訴訟提起は一般的要件ではない。

イ：不確定期限付き債務では、期限到来後に債務者が到来を知った時、または履行請求を受けた時のいずれか早い時が基準となる。

ウ：期限到来前から当然に遅滞となるわけではない。

エ：そのような規定はない。

総合解説：不確定期限付き債務では、期限到来後に債務者が到来を知った時、または履行請求を受けた時のいずれか早い時が基準となる。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0093 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：基礎

履行期限を特に定めていない債務について、民法上、債務者が履行遅滞の責任を負い始める時期として原則正しいものはどれか。

ア. 契約成立と同時に必ず遅滞となる。

イ. 債権者が何も請求しなくても1年経過で自動的に遅滞となる。

ウ. 債権者から履行の請求を受けた時。

エ. 公正証書を作成した時。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：期限の定めがない場合は履行請求が基準となる。

イ：一律1年というルールはない。

ウ：民法412条3項は、期限の定めのない債務について、履行請求を受けた時から遅滞責任を負うとする。

エ：公正証書作成は一般的な遅滞発生要件ではない。

総合解説：民法412条3項は、期限の定めのない債務について、履行請求を受けた時から遅滞責任を負うとする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0094 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：基礎

民法412条の2にいう履行不能について、最も適切な説明はどれか。

ア. 履行に少し費用がかかる場合はすべて履行不能となる。

イ. 債務者が履行したくないと思った場合をいう。

ウ. 物理的に絶対不可能な場合だけをいう。

エ. 契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして履行が不能である場合をいう。

答え・解説 **正答：エ**

ア：単なる負担増だけで直ちに履行不能とはならない。

イ：単なる主観的拒否と履行不能は異なる。

ウ：現行法は物理的不能だけに限定していない。

エ：現行民法は、履行不能を物理的不能だけに限定せず、契約内容や取引上の社会通念を踏まえて判断する。

総合解説：現行民法は、履行不能を物理的不能だけに限定せず、契約内容や取引上の社会通念を踏まえて判断する。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0095 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：応用

契約締結の時点ですでに給付が履行不能であった場合について、現行民法の考え方として適切なものはどれか。

ア. 履行不能であることだけを理由に契約が当然無効となるわけではなく、損害賠償などが問題となり得る。

イ. 履行不能なら必ず刑事責任だけが問題となる。

ウ. 契約は必ず当然無効となり、損害賠償も一切認められない。

エ. 履行不能なら債権者は必ず代金を二重に払う。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法412条の2第2項は、契約成立時から履行不能であったことを理由に損害賠償請求を妨げないとする。

イ：民事上の債務不履行責任が問題となり得る。

ウ：現行民法は原始的不能を当然無効とは扱っていない。

エ：そのような効果はない。

総合解説：民法412条の2第2項は、契約成立時から履行不能であったことを理由に損害賠償請求を妨げないとする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0096 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：基礎

債務者が債務の本旨に従った履行をしない場合の損害賠償について、民法415条の原則として適切なものはどれか。

ア. 債務不履行があれば理由を問わず必ず損害賠償責任を負う。

イ. 債権者は損害賠償を請求できるが、債務者に帰責できない事由による不履行である場合には例外となる。

ウ. 債務不履行があっても損害賠償は一切認められない。

エ. 損害賠償を請求できるのは国だけである。

答え・解説 **正答：イ**

ア：帰責できない事由による場合には例外がある。

イ：民法415条1項は債務不履行による損害賠償を認めつつ、契約等や取引上の社会通念に照らして債務者に帰責できない事由の場合を除外する。

ウ：民法415条は損害賠償請求を認める。

エ：損害を受けた債権者が請求主体となる。

総合解説：民法415条1項は債務不履行による損害賠償を認めつつ、契約等や取引上の社会通念に照らして債務者に帰責できない事由の場合を除外する。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0097 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：応用

売主の責めに帰すべき事由で、特定の美術品が引渡し前に焼失し、引渡しが不能となった。この場合、買主の損害賠償について適切なものはどれか。

ア. 買主は必ず同一の美術品を新たに製造させなければならない。

イ. 焼失すれば契約関係は刑事手続だけで処理される。

ウ. 要件を満たせば、買主は履行に代わる損害賠償を請求できる。

エ. 履行不能になれば損害賠償請求は必ず禁止される。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：代替不能な特定物ではそのような対応はできない。

イ：民事上の損害賠償が問題となる。

ウ：民法415条2項は、履行不能の場合に履行に代わる損害賠償を認める。

エ：履行不能は填補賠償が認められる典型場面である。

総合解説：民法415条2項は、履行不能の場合に履行に代わる損害賠償を認める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0098 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：応用

債務者が、履行期前ではあるが「この契約は絶対に履行しない」と明確に意思表示した。この場合の履行に代わる損害賠償について、民法415条2項の考え方として適切なものはどれか。

ア. 履行拒絶があると債権者が債務者に代わって必ず刑事告訴しなければならない。

イ. 履行期前の意思表示は法律上常に無意味である。

ウ. 明確に拒絶しても債権者は何の対応もできない。

エ. 債務者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合には、履行に代わる損害賠償を請求できることがある。

答え・解説 **正答：エ**

ア：刑事手続は民法415条の要件ではない。

イ：明確な履行拒絶は填補賠償の要件となり得る。

ウ：損害賠償などの救済が認められ得る。

エ：民法415条2項は、明確な履行拒絶を履行に代わる損害賠償の場面として定める。

総合解説：民法415条2項は、明確な履行拒絶を履行に代わる損害賠償の場面として定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0099 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：基礎

債務者が契約どおりの履行を提供したのに、債権者が正当な理由なく受領しなかった場合に問題となる概念として最も適切なものはどれか。

ア. 受領遅滞。

イ. 錯誤。

ウ. 不当利得。

エ. 代理。

答え・解説 **正答：ア**

ア：債権者が履行を受けることを拒み、または受けることができない場合には、民法413条以下の受領遅滞の規律が問題となる。

イ：錯誤は意思表示の瑕疵に関する制度である。

ウ：受領拒否そのものを説明する制度ではない。

エ：代理は他人が本人のため意思表示をする制度である。

総合解説：債権者が履行を受けることを拒み、または受けることができない場合には、民法413条以下の受領遅滞の規律が問題となる。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0100 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：応用

債務者が適法に履行を提供した後、債権者が受領遅滞となった。この間の目的物の保存について、民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 債務者は故意に目的物を壊しても責任を負わない。

イ. 債務者は、自己の財産に対するのと同一の注意をもって保存すれば足りる。

ウ. 目的物は直ちに債権者の所有でなくなる。

エ. 債務者は受領遅滞後も必ず最高度の注意義務を負う。

答え・解説 **正答：イ**

ア：保存義務がなくなるわけではない。

イ：受領遅滞後は債務者の保存義務が軽減され、自己の財産に対するのと同一の注意で足りる。

ウ：受領遅滞と所有権帰属は別問題である。

エ：受領遅滞後は保存義務が軽減される。

総合解説：受領遅滞後は債務者の保存義務が軽減され、自己の財産に対するのと同一の注意で足りる。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0101 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：基礎

債務不履行のうち「履行は可能であるが、履行期を過ぎても履行しない状態」を表すものはどれか。

ア. 事務管理。

イ. 履行不能。

ウ. 履行遅滞。

エ. 不当利得。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：事務管理は義務なく他人の事務を管理する制度である。

イ：履行不能は契約等および取引上の社会通念に照らして履行できない場合である。

ウ：履行遅滞は履行が可能であるのに履行期に履行しない場合であり、履行不能とは区別される。

エ：不当利得は法律上の原因なく利益を受けた場合の制度である。

総合解説：履行遅滞は履行が可能であるのに履行期に履行しない場合であり、履行不能とは区別される。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0102 債務不履行・解除 > 履行遅滞・履行不能 ｜ 難易度：標準

契約上の債務が履行されなかったが、その原因が契約内容や取引上の社会通念に照らして債務者に帰責できないものであった。この場合の民法415条上の損害賠償責任について適切なものはどれか。

ア. 原因を問わず必ず損害賠償責任を負う。

イ. 損害賠償責任は負わない代わりに必ず刑事罰を受ける。

ウ. 債権者が必ず損害を二重に負担する。

エ. 原則として、債務者はその債務不履行について損害賠償責任を負わない。

答え・解説 **正答：エ**

ア：帰責できない事由の場合は例外となる。

イ：刑事罰が当然に生じるわけではない。

ウ：そのような効果はない。

エ：民法415条1項ただし書は、債務者に帰責できない事由による不履行について損害賠償責任を否定する。

総合解説：民法415条1項ただし書は、債務者に帰責できない事由による不履行について損害賠償責任を否定する。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0103 債務不履行・解除 > 契約解除 ｜ 難易度：基礎

債務者が債務を履行しない場合の催告解除について、民法541条の原則として適切なものはどれか。

ア. 債権者が相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がなければ解除できる。

イ. 解除には必ず裁判所の判決が必要である。

ウ. 債務者の同意がなければ絶対に解除できない。

エ. 債務不履行があれば催告なしで必ず解除できる。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法541条は、相当期間を定めた催告と、その期間内の不履行を催告解除の原則的要件とする。

イ：解除は原則として相手方への意思表示で行う。

ウ：解除権の要件を満たせば一方的意思表示で解除できる。

エ：催告解除は原則として相当期間を定めた催告を要する。

総合解説：民法541条は、相当期間を定めた催告と、その期間内の不履行を催告解除の原則的要件とする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0104 債務不履行・解除 > 契約解除 ｜ 難易度：標準

債務者に不履行があるものの、その不履行が契約および取引上の社会通念に照らして軽微である場合の催告解除について適切なものはどれか。

ア. 軽微な不履行があると契約は当然無効になる。

イ. 相当期間を定めて催告しても、その不履行が軽微である限り原則として解除できない。

ウ. 軽微な不履行ほど直ちに無催告解除できる。

エ. 軽微かどうかは解除の可否に一切関係しない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：不履行と契約無効は別問題である。

イ：民法541条ただし書は、不履行が軽微な場合には催告解除を認めない。

ウ：軽微である場合はむしろ解除が制限される。

エ：民法541条が明示的に軽微性を考慮している。

総合解説：民法541条ただし書は、不履行が軽微な場合には催告解除を認めない。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0105 債務不履行・解除 > 契約解除 ｜ 難易度：標準

売買目的物が引渡し前に滅失し、契約上の給付全部が履行不能となった。この場合の解除について、民法542条の原則として適切なものはどれか。

ア. 履行不能でも必ず長期間の催告が必要である。

イ. 履行不能になると解除権は消滅する。

ウ. 債権者は、催告をすることなく直ちに契約を解除できる。

エ. 履行不能の場合は契約解除が法律上禁止される。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：全部履行不能は無催告解除の典型である。

イ：むしろ無催告解除が認められる。

ウ：民法542条は、債務全部の履行不能を無催告解除の事由とする。

エ：民法542条に反する。

総合解説：民法542条は、債務全部の履行不能を無催告解除の事由とする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0106 債務不履行・解除 > 契約解除 ｜ 難易度：標準

債務者が契約上の債務全部について「履行するつもりはない」と明確に表示した。この場合の解除について適切なものはどれか。

ア. 履行拒絶があると契約は必ず贈与契約に変わる。

イ. 履行拒絶があると解除権は債務者だけに発生する。

ウ. 債務者が明確に拒絶しても必ず履行を10回催告しなければならない。

エ. 債権者は、催告をせずに解除できる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：契約類型が自動転換するわけではない。

イ：債権者に無催告解除権が認められる。

ウ：そのような要件はなく、明確な全部拒絶では無催告解除が可能である。

エ：民法542条は、債務全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合を無催告解除事由とする。

総合解説：民法542条は、債務全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合を無催告解除事由とする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0107 債務不履行・解除 > 契約解除 ｜ 難易度：応用

結婚式当日に使用する装花を当日の指定時刻までに納品する契約で、その時刻を過ぎれば契約目的を達成できない。納品がなかった場合の解除について適切なものはどれか。

ア. その時期を経過した後は、債権者は催告なしで直ちに解除できる。

イ. 契約は自動的に賃貸借へ変わる。

ウ. 必ず1か月以上催告しなければ解除できない。

エ. 納品が遅れても解除は一切できない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法542条は、一定の日時・期間内の履行が契約目的達成に不可欠な定期行為で、時期を経過した場合に無催告解除を認める。

イ：そのような効果はない。

ウ：定期行為では履行時期の経過自体が無催告解除事由となり得る。

エ：契約目的を達成できない定期行為では無催告解除が認められる。

総合解説：民法542条は、一定の日時・期間内の履行が契約目的達成に不可欠な定期行為で、時期を経過した場合に無催告解除を認める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0108 債務不履行・解除 > 契約解除 ｜ 難易度：応用

債務が履行されなかった原因が債権者自身の責めに帰すべき事由によるものであった。この場合の解除について、民法543条の原則はどれか。

ア. 債権者に原因があるほど自由に解除できる。

イ. 債権者は、その不履行を理由として契約を解除することができない。

ウ. 原因が債権者にあっても必ず契約は当然解除される。

エ. 債権者に原因がある場合は債務者が必ず損害の二倍を支払う。

答え・解説 **正答：イ**

ア：民法543条は逆に解除を制限する。

イ：民法543条は、不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合の解除を認めない。

ウ：解除は当然発生するものではない。

エ：そのような一般規定はない。

総合解説：民法543条は、不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合の解除を認めない。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0109 債務不履行・解除 > 契約解除 ｜ 難易度：基礎

契約解除の方法について、民法540条の原則として適切なものはどれか。

ア. 解除権者が心の中で解除を決意すれば相手方に伝えなくても足りる。

イ. 解除は第三者が代わりに必ず公示しなければならない。

ウ. 解除権は、相手方に対する意思表示によって行使する。

エ. 解除には必ず裁判所への訴え提起が必要である。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：相手方に対する意思表示が必要である。

イ：一般にそのような要件はない。

ウ：民法540条は、解除権の行使を相手方への意思表示によって行うものとする。

エ：解除は原則として意思表示で行う。

総合解説：民法540条は、解除権の行使を相手方への意思表示によって行うものとする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0110 債務不履行・解除 > 契約解除 ｜ 難易度：基礎

解除権者が相手方に契約解除の意思表示をした後、その解除を一方的に撤回したいと考えた。民法540条の原則として適切なものはどれか。

ア. 解除の撤回には国の許可だけあればよい。

イ. 解除はいつでも自由に一方的撤回できる。

ウ. 解除を撤回すると契約は必ず無効になる。

エ. 解除の意思表示は、原則として撤回することができない。

答え・解説 **正答：エ**

ア：そのような制度ではない。

イ：民法540条2項に反する。

ウ：解除の撤回可否と契約無効は別問題である。

エ：民法540条2項は、解除の意思表示の撤回を認めない。

総合解説：民法540条2項は、解除の意思表示の撤回を認めない。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0111 債務不履行・解除 > 契約解除 ｜ 難易度：標準

売買契約が有効に解除され、売主は代金を、買主は目的物をすでに受け取っていた。この場合の民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 当事者双方は、原則として互いに原状回復義務を負う。

イ. 解除後も受け取ったものは双方とも当然に返さなくてよい。

ウ. 解除後は売主だけが返還義務を負う。

エ. 解除すると目的物は国の所有になる。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法545条1項は、解除によって各当事者に原状回復義務が生じると定める。

イ：解除の効果として原状回復義務が生じる。

ウ：双方が原状回復義務を負うのが原則である。

エ：そのような効果はない。

総合解説：民法545条1項は、解除によって各当事者に原状回復義務が生じると定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0112 債務不履行・解除 > 契約解除 ｜ 難易度：応用

債務不履行を理由に契約を解除した場合、その解除によって損害賠償請求が当然に排除されるか。最も適切なものはどれか。

ア. 解除をすると必ず損害賠償額がゼロになる。

イ. 解除をしても、要件を満たす損害賠償請求は妨げられない。

ウ. 解除後の損害賠償は刑法にのみ基づく。

エ. 解除した時点で損害賠償請求権は必ず消滅する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：そのような規定はない。

イ：民法545条4項は、解除権の行使が損害賠償請求を妨げないとする。

ウ：民法上の損害賠償が問題となる。

エ：解除と損害賠償は併存し得る。

総合解説：民法545条4項は、解除権の行使が損害賠償請求を妨げないとする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0113 債務不履行・解除 > 損害賠償・違約金 ｜ 難易度：基礎

債務不履行による損害賠償の範囲について、民法416条の原則として適切なものはどれか。

ア. 損害額は常に契約金額の10倍に固定される。

イ. 通常損害は一切賠償されない。

ウ. 通常生ずべき損害は賠償の対象となる。

エ. 賠償対象は刑事罰だけである。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：そのような一般的倍率はない。

イ：民法416条1項は通常損害を賠償対象とする。

ウ：民法416条1項は、債務不履行によって通常生ずべき損害の賠償を請求できるとする。

エ：民事上の損害賠償の範囲を定める規定である。

総合解説：民法416条1項は、債務不履行によって通常生ずべき損害の賠償を請求できるとする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0114 債務不履行・解除 > 損害賠償・違約金 ｜ 難易度：標準

債務不履行により、通常は生じない特別な事情に基づく損害が発生した。この特別損害が賠償対象となるための民法416条上の重要な要件はどれか。

ア. 特別損害はどのような場合も絶対に賠償されないこと。

イ. 債権者が損害を秘密にしていたこと。

ウ. 債務者が必ず故意であったこと。

エ. 債務者がその特別な事情を予見すべきであったこと。

答え・解説 **正答：エ**

ア：予見可能性があれば賠償対象となり得る。

イ：秘密にしていたこと自体は賠償要件ではない。

ウ：民法416条2項の要件は故意に限定されない。

エ：民法416条2項は、特別の事情による損害について、当事者がその事情を予見すべきであった場合に賠償請求を認める。

総合解説：民法416条2項は、特別の事情による損害について、当事者がその事情を予見すべきであった場合に賠償請求を認める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0115 債務不履行・解除 > 損害賠償・違約金 ｜ 難易度：基礎

債務不履行による損害賠償の方法について、別段の意思表示がない場合の民法上の原則はどれか。

ア. 金銭によって賠償する。

イ. 必ず謝罪文だけで賠償する。

ウ. 必ず労務提供によって賠償する。

エ. 必ず同種の商品で賠償する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法417条は、損害賠償について原則として金銭賠償を定める。

イ：謝罪のみを一般的賠償方法とする規定ではない。

ウ：原則は金銭賠償である。

エ：一般原則は金銭賠償である。

総合解説：民法417条は、損害賠償について原則として金銭賠償を定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0116 債務不履行・解除 > 損害賠償・違約金 ｜ 難易度：標準

金銭債務の支払が遅れた場合の損害賠償について、民法419条の原則として適切なものはどれか。

ア. 債務者は不可抗力を主張すれば必ず遅滞損害金を免れる。

イ. 原則として法定利率によって損害額を定め、債権者は実際の損害発生を証明する必要がない。

ウ. 債権者は必ず具体的な損害額を1円単位で立証しなければならない。

エ. 金銭債務には遅滞損害金という考え方はない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：金銭債務については不可抗力をもって抗弁できない。

イ：民法419条は、金銭債務の不履行について利率による損害額の算定と、損害証明不要の特則を置く。

ウ：金銭債務では損害証明不要の特則がある。

エ：民法419条が規定している。

総合解説：民法419条は、金銭債務の不履行について利率による損害額の算定と、損害証明不要の特則を置く。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0117 債務不履行・解除 > 損害賠償・違約金 ｜ 難易度：基礎

契約当事者が、債務不履行があった場合の損害賠償額をあらかじめ契約で定めておくことについて、民法上の原則はどれか。

ア. 損害賠償額を事前に定めることは常に禁止される。

イ. 事前に定められるのは刑罰の額だけである。

ウ. 当事者は、損害賠償額をあらかじめ予定することができる。

エ. 損害賠償額を定めるには必ず公証人の許可が必要である。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：民法420条が明示的に認めている。

イ：民事上の損害賠償額を予定できる。

ウ：民法420条1項は、当事者による損害賠償額の予定を認める。

エ：一般にそのような要件はない。

総合解説：民法420条1項は、当事者による損害賠償額の予定を認める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0118 債務不履行・解除 > 損害賠償・違約金 ｜ 難易度：応用

契約で損害賠償額を予定していた場合、その定めと本来の履行請求・解除権行使との関係について適切なものはどれか。

ア. 予定額を定めると解除権は当然消滅する。

イ. 予定額を定めると契約自体が無効になる。

ウ. 予定額を定めると履行請求は必ず禁止される。

エ. 損害賠償額の予定は、原則として履行の請求や解除権の行使を妨げない。

答え・解説 **正答：エ**

ア：解除権行使も妨げない。

イ：損害賠償額の予定は有効な契約条項となり得る。

ウ：民法420条2項に反する。

エ：民法420条2項は、損害賠償額の予定が履行請求・解除権行使を妨げないとする。

総合解説：民法420条2項は、損害賠償額の予定が履行請求・解除権行使を妨げないとする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0119 債務不履行・解除 > 損害賠償・違約金 ｜ 難易度：標準

契約に「違約金100万円」とだけ定め、違約金の性質について特に説明がない場合、民法420条の原則としてどのように推定されるか。

ア. 損害賠償額の予定と推定される。

イ. 必ず贈与と推定される。

ウ. 必ず刑事罰と推定される。

エ. 必ず手付と推定される。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法420条3項は、違約金を損害賠償額の予定と推定する。

イ：違約金を贈与とみなす規定ではない。

ウ：違約金は民事上の損害賠償額の予定と推定される。

エ：違約金と手付は別制度である。

総合解説：民法420条3項は、違約金を損害賠償額の予定と推定する。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0120 債務不履行・解除 > 損害賠償・違約金 ｜ 難易度：応用

債務不履行による損害発生・拡大について、債権者側にも落ち度があった。この場合の損害賠償額について、民法上の考え方として適切なものはどれか。

ア. 債権者側の落ち度は一切考慮されない。

イ. 裁判所は、債権者側の事情を考慮して損害賠償責任やその額を調整することがある。

ウ. 債権者側に少しでも落ち度があれば損害賠償請求権が必ず全て消滅する。

エ. 債権者側の落ち度があると必ず刑事罰になる。

答え・解説 **正答：イ**

ア：民法418条は債権者の過失を考慮する。

イ：民法418条は、債務不履行について債権者に過失があった場合、その過失を考慮して損害賠償責任・額を定める。

ウ：常に全消滅するわけではなく、事情に応じて調整される。

エ：民事上の損害賠償額の調整の問題である。

総合解説：民法418条は、債務不履行について債権者に過失があった場合、その過失を考慮して損害賠償責任・額を定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0121 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：基礎

民法709条の一般不法行為について、最も適切な説明はどれか。

ア. 損害がなくても必ず高額の賠償責任が生じる。

イ. 故意または過失は一切不要である。

ウ. 故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害し、損害を生じさせた者は、その損害を賠償する責任を負う。

エ. 契約が存在しなければ不法行為責任は絶対に成立しない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：不法行為による損害の発生が問題となる。

イ：一般不法行為では故意または過失が基本要件となる。

ウ：民法709条は、故意・過失、権利または法律上保護される利益の侵害、損害等を一般不法行為責任の基礎とする。

エ：不法行為責任は契約関係がなくても成立し得る。

総合解説：民法709条は、故意・過失、権利または法律上保護される利益の侵害、損害等を一般不法行為責任の基礎とする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0122 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：基礎

通行中の第三者が、運転者の過失による事故で負傷した。被害者と運転者の間に契約関係がない場合でも、民法709条の要件を満たせば損害賠償責任が成立するか。

ア. 事故が起きれば過失の有無を問わず必ず709条だけで責任が成立する。

イ. 契約がないため絶対に成立しない。

ウ. 被害者が法人でなければ成立しない。

エ. 成立し得る。

答え・解説 **正答：エ**

ア：一般不法行為では故意・過失等の要件が必要である。

イ：不法行為は契約外の損害賠償責任を定める制度である。

ウ：被害者が法人であることは一般的要件ではない。

エ：不法行為責任は契約関係の存在を前提とせず、民法709条の要件を満たせば成立し得る。

総合解説：不法行為責任は契約関係の存在を前提とせず、民法709条の要件を満たせば成立し得る。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0123 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：標準

他人の身体や名誉を侵害した場合の精神的損害について、民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 財産以外の損害についても賠償責任が認められることがある。

イ. 精神的損害は民法上いかなる場合も賠償対象にならない。

ウ. 精神的損害は必ず契約書に金額を書いていなければ賠償されない。

エ. 精神的損害は刑事罰だけで処理される。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法710条は、身体・自由・名誉等の侵害による財産以外の損害についても賠償を認める。

イ：民法710条は非財産的損害の賠償を認める。

ウ：契約上の予定がなくても不法行為に基づく賠償が問題となり得る。

エ：民事上の損害賠償の対象にもなり得る。

総合解説：民法710条は、身体・自由・名誉等の侵害による財産以外の損害についても賠償を認める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0124 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：標準

他人の生命を侵害した場合、民法711条により固有の損害賠償請求が認められる者として条文上明示されている組合せはどれか。

ア. 被害者の取引先すべて。

イ. 被害者の父母、配偶者および子。

ウ. 被害者と同じ市町村の住民全員。

エ. 被害者の勤務先の全従業員。

答え・解説 **正答：イ**

ア：取引関係だけで民法711条の固有請求権が認められるわけではない。

イ：民法711条は、生命侵害の場合に被害者の父母、配偶者、子について財産権侵害がなくても損害賠償請求を認める。

ウ：民法711条の対象ではない。

エ：条文上そのような一律の請求権は定められていない。

総合解説：民法711条は、生命侵害の場合に被害者の父母、配偶者、子について財産権侵害がなくても損害賠償請求を認める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0125 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：応用

未成年者が他人に損害を与えたが、その行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかった。この未成年者本人の不法行為責任について、民法712条の原則はどれか。

ア. 責任能力の有無は一切考慮されない。

イ. 年齢に関係なく必ず本人が全額賠償する。

ウ. 未成年者本人は、その行為について賠償責任を負わない。

エ. 未成年者の行為は法律上すべて適法となる。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：民法712条は責任能力を問題としている。

イ：責任能力を欠く未成年者本人は原則として責任を負わない。

ウ：民法712条は、責任を弁識するに足りる知能を備えていなかった未成年者について本人の不法行為責任を否定する。

エ：本人の賠償責任が否定されることと、行為が適法であることは別である。

総合解説：民法712条は、責任を弁識するに足りる知能を備えていなかった未成年者について本人の不法行為責任を否定する。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0126 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：応用

精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態で他人に損害を与えた者の本人責任について、民法713条の原則として適切なものはどれか。

ア. どのような事情でも必ず本人が責任を負う。

イ. 責任能力を欠けば、故意にその状態を作り出しても常に免責される。

ウ. 精神上の障害があれば他人の権利を侵害しても法律上問題にならない。

エ. 原則として賠償責任を負わないが、故意または過失によって一時的にその状態を招いた場合は例外となる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：責任能力を欠く場合の免責規定がある。

イ：自ら故意・過失で招いた場合は例外となる。

ウ：本人責任の有無と行為の違法性等は別問題である。

エ：民法713条は責任能力を欠く状態の者の責任を否定しつつ、自ら故意・過失でその状態を招いた場合を除外する。

総合解説：民法713条は責任能力を欠く状態の者の責任を否定しつつ、自ら故意・過失でその状態を招いた場合を除外する。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0127 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：標準

土地の工作物の設置または保存に瑕疵があり、そのため第三者に損害が生じた場合に問題となる民法上の責任として最も適切なものはどれか。

ア. 土地の工作物等の占有者・所有者の責任。

イ. 使用貸借の費用負担だけが問題となる。

ウ. 事務管理だけが問題となる。

エ. 売買の契約不適合責任だけが問題となる。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法717条は、土地工作物の設置・保存の瑕疵による損害について、占有者や所有者の責任を定める。

イ：工作物の瑕疵による第三者損害の制度とは異なる。

ウ：工作物責任という特別な不法行為責任がある。

エ：第三者への損害では工作物責任が問題となり得る。

総合解説：民法717条は、土地工作物の設置・保存の瑕疵による損害について、占有者や所有者の責任を定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0128 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：標準

飼い犬が通行人にけがをさせた場合に、動物の占有者等について問題となる民法上の責任として適切なものはどれか。

ア. 被害者が必ず全損害を自己負担する。

イ. 動物の占有者等は、その種類・性質に従い相当の注意をもって管理した場合を除き、損害賠償責任を負う。

ウ. 動物による損害は誰も責任を負わない。

エ. 動物の所有権が国に移るだけである。

答え・解説 **正答：イ**

ア：占有者等が責任を負う場合がある。

イ：民法718条は、動物の占有者等に原則的な賠償責任を課し、相当の注意を尽くした場合の例外を定める。

ウ：民法718条が責任を定める。

エ：損害賠償責任の問題であり所有権移転ではない。

総合解説：民法718条は、動物の占有者等に原則的な賠償責任を課し、相当の注意を尽くした場合の例外を定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0129 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：応用

AがBから不法な攻撃を受け、自己の権利を守るためやむを得ずBの物を破損した。民法720条の原則として適切なものはどれか。

ア. 防衛目的でも必ず全損害を賠償する。

イ. 正当防衛の場合は加害者に対する損害賠償請求も常に禁止される。

ウ. やむを得ず加害行為をした者は、原則として損害賠償責任を負わない。

エ. 防衛行為をすると契約が自動成立する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：民法720条に免責規定がある。

イ：被害者から不法行為者への損害賠償請求まで否定するものではない。

ウ：民法720条1項は、他人の不法行為に対し自己または第三者の権利・法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者の免責を定める。

エ：契約成立とは無関係である。

総合解説：民法720条1項は、他人の不法行為に対し自己または第三者の権利・法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者の免責を定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0130 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：標準

不法行為による事故について、被害者側にも損害発生や拡大につながる過失があった。この場合の損害賠償額について適切なものはどれか。

ア. 被害者に少しでも過失があれば請求権は必ず全て消滅する。

イ. 被害者の過失があると加害者が必ず無罪になる。

ウ. 被害者の過失は一切考慮できない。

エ. 裁判所は、被害者の過失を考慮して損害賠償額を定めることができる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：過失の程度等を考慮して調整する制度で、常に全消滅ではない。

イ：民事上の損害賠償額と刑事責任は別問題である。

ウ：民法722条2項に反する。

エ：民法722条2項は、不法行為の被害者に過失があった場合の過失相殺を認める。

総合解説：民法722条2項は、不法行為の被害者に過失があった場合の過失相殺を認める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0131 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：標準

一般の不法行為による損害賠償請求権について、民法724条が定める時効期間の組合せとして適切なものはどれか。

ア. 被害者等が損害および加害者を知った時から3年、または不法行為の時から20年。

イ. 消滅時効は一切ない。

ウ. 損害を知った時から1か月だけ。

エ. 不法行為の時から必ず1年だけ。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法724条は、主観的起算点から3年と、行為時から20年の期間を定める。

イ：不法行為損害賠償請求権にも時効規定がある。

ウ：民法724条の期間とは異なる。

エ：民法724条の客観的期間は20年である。

総合解説：民法724条は、主観的起算点から3年と、行為時から20年の期間を定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0132 契約によらない債権 > 不法行為 ｜ 難易度：標準

人の生命または身体を害する不法行為による損害賠償請求権について、被害者等が損害および加害者を知った時からの時効期間は原則何年か。

ア. 1年（生命・身体侵害の主観的消滅時効期間ではない）。

イ. 5年（生命・身体侵害について適用される特則）。

ウ. 3年（一般の不法行為の主観的期間と混同している）。

エ. 50年（法定の主観的消滅時効期間ではない）。

答え・解説 **正答：イ**

ア：生命・身体侵害の主観的期間は5年である。

イ：民法724条の2により、生命・身体侵害については損害及び加害者を知った時から5年である。

ウ：一般の不法行為の3年と異なり、生命・身体侵害には5年の特則がある。

エ：50年という主観的消滅時効期間は定められていない。

総合解説：民法724条の2は、生命・身体侵害について民法724条1号の3年を5年に延長する。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0133 契約によらない債権 > 使用者責任・共同不法行為 ｜ 難易度：基礎

会社の従業員が事業の執行について第三者に損害を与えた場合に、会社に損害賠償責任が生じ得る制度はどれか。

ア. 使用貸借。

イ. 相殺。

ウ. 使用者責任。

エ. 不当利得。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：物の無償利用に関する契約制度である。

イ：対立する債権を差し引く制度であり、従業員の加害責任とは異なる。

ウ：民法715条は、被用者が事業の執行について第三者に与えた損害について使用者の責任を定める。

エ：使用者と被用者の関係による第三者損害は使用者責任が問題となる。

総合解説：民法715条は、被用者が事業の執行について第三者に与えた損害について使用者の責任を定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0134 契約によらない債権 > 使用者責任・共同不法行為 ｜ 難易度：標準

配送会社の従業員が、会社の配送業務中に不注意で第三者に損害を与えた。この場合、使用者責任との関係で重要な要素はどれか。

ア. 従業員が必ず役員であること。

イ. 従業員が会社の株主でもあること。

ウ. 被害者が会社と売買契約を締結していること。

エ. 従業員の加害行為が会社の事業の執行について行われたこと。

答え・解説 **正答：エ**

ア：被用者であることが問題となり、役員である必要はない。

イ：株主であることは使用者責任の一般的要件ではない。

ウ：使用者責任は契約関係がなくても成立し得る。

エ：民法715条は、被用者が使用者の事業の執行について第三者に加えた損害を対象とする。

総合解説：民法715条は、被用者が使用者の事業の執行について第三者に加えた損害を対象とする。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0135 契約によらない債権 > 使用者責任・共同不法行為 ｜ 難易度：標準

民法715条の使用者責任について、使用者が責任を免れる可能性がある場合として適切なものはどれか。

ア. 被用者の選任・事業の監督について相当の注意をした、または相当の注意をしても損害が生じたと認められる場合。

イ. 会社であることだけを理由に必ず免責される。

ウ. 被害者が第三者であれば必ず免責される。

エ. 従業員が故意であれば使用者責任は法律上絶対に成立しない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法715条1項ただし書は、使用者が相当の注意を尽くした場合等の免責を定める。

イ：法人であること自体は免責理由ではない。

ウ：むしろ第三者損害が制度の対象となる。

エ：故意の加害でも事業執行性等を満たせば使用者責任が問題となり得る。

総合解説：民法715条1項ただし書は、使用者が相当の注意を尽くした場合等の免責を定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0136 契約によらない債権 > 使用者責任・共同不法行為 ｜ 難易度：標準

使用者に代わって従業員を監督する者がいる場合、その監督者の責任について民法715条の原則として適切なものはどれか。

ア. 監督者は従業員の行為と無関係に必ず全損害を負担する。

イ. 使用者に代わって事業を監督する者も、同様の責任を負うことがある。

ウ. 監督者がいると使用者は必ず免責される。

エ. 監督者はどのような場合も責任を負わない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：使用者責任の要件に沿って判断される。

イ：民法715条2項は、使用者に代わって事業を監督する者にも同様の責任を定める。

ウ：監督者の存在だけで使用者が当然免責されるわけではない。

エ：民法715条2項に反する。

総合解説：民法715条2項は、使用者に代わって事業を監督する者にも同様の責任を定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0137 契約によらない債権 > 使用者責任・共同不法行為 ｜ 難易度：標準

使用者が民法715条に基づいて被害者へ損害賠償をした場合、加害行為をした従業員との内部関係について民法上の原則として適切なものはどれか。

ア. 求償できるのは被害者だけである。

イ. 使用者は従業員に対していかなる求償も法律上禁止される。

ウ. 使用者が従業員に対して求償することを妨げない。

エ. 使用者が賠償すると従業員の行為は適法になる。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：使用者と従業員の内部関係でも求償が問題となる。

イ：民法715条3項は求償を妨げない。

ウ：民法715条3項は、使用者等から被用者への求償を妨げないと定める。

エ：賠償と行為の適法性は別問題である。

総合解説：民法715条3項は、使用者等から被用者への求償を妨げないと定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0138 契約によらない債権 > 使用者責任・共同不法行為 ｜ 難易度：基礎

数人が共同の不法行為によって他人に損害を与えた場合の民法上の原則はどれか。

ア. 各加害者は誰も責任を負わない。

イ. 被害者が必ず一人の加害者だけを選び、その者にしか請求できない。

ウ. 加害者が複数なら損害賠償請求は法律上禁止される。

エ. 各加害者は連帯して損害を賠償する責任を負う。

答え・解説 **正答：エ**

ア：共同不法行為では連帯責任が定められている。

イ：共同不法行為者は連帯責任を負う。

ウ：逆に共同不法行為の責任規定がある。

エ：民法719条1項前段は、共同不法行為者に連帯責任を負わせる。

総合解説：民法719条1項前段は、共同不法行為者に連帯責任を負わせる。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0139 契約によらない債権 > 使用者責任・共同不法行為 ｜ 難易度：標準

AとBがそれぞれ石を投げ、そのうちどちらか一方の石がCに当たってけがをさせたが、どちらの石か特定できない。この場合の民法719条の原則として適切なものはどれか。

ア. AとBのうち誰が損害を加えたか分からなくても、一定の場合には共同不法行為として連帯責任を負う。

イ. AとBは自動的に刑事上無罪になるため民事責任もない。

ウ. Cが自分で損害を負担しなければならない。

エ. 加害者を特定できないため被害者は必ず無救済となる。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法719条1項後段は、共同行為者のうち誰が損害を加えたか不明な場合にも同様の責任を定める。

イ：刑事責任と民事責任は別問題である。

ウ：共同不法行為責任が成立する余地がある。

エ：民法719条が被害者救済を図っている。

総合解説：民法719条1項後段は、共同行為者のうち誰が損害を加えたか不明な場合にも同様の責任を定める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0140 契約によらない債権 > 使用者責任・共同不法行為 ｜ 難易度：標準

AがBをそそのかしてCの財物を故意に壊させた。この場合のAの民法上の責任について適切なものはどれか。

ア. AはBに謝れば法律上必ず免責される。

イ. Aは、Bと同様に共同不法行為者として扱われ得る。

ウ. 実際に手を下していないAは民事責任を一切負わない。

エ. AはCとの契約がないため必ず責任を負わない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：謝罪だけで当然に免責される規定はない。

イ：民法719条2項は、行為者を教唆した者を共同行為者とみなす。

ウ：教唆者も共同行為者とみなされる。

エ：不法行為責任に契約関係は不要である。

総合解説：民法719条2項は、行為者を教唆した者を共同行為者とみなす。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0141 契約によらない債権 > 使用者責任・共同不法行為 ｜ 難易度：標準

BがCの権利を侵害することを知りながら、Aがその行為を容易にするため積極的に手助けした。この場合のAについて民法719条の原則として適切なものはどれか。

ア. 手助けしただけなら民事責任は法律上絶対に生じない。

イ. 幇助者は被害者から必ず贈与を受ける権利を持つ。

ウ. Aは、幇助者として共同行為者とみなされ、共同不法行為責任を負うことがある。

エ. 幇助した場合は使用貸借契約が成立する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：幇助者も共同行為者とみなされ得る。

イ：そのような効果はない。

ウ：民法719条2項は、教唆者だけでなく幇助者も共同行為者とみなす。

エ：契約類型とは無関係である。

総合解説：民法719条2項は、教唆者だけでなく幇助者も共同行為者とみなす。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0142 契約によらない債権 > 使用者責任・共同不法行為 ｜ 難易度：標準

従業員の不法行為について会社に使用者責任が成立する場合、加害行為をした従業員本人の不法行為責任はどうなるか。

ア. 従業員本人だけが責任を負い、会社は法律上絶対に責任を負わない。

イ. 会社と従業員の双方がいると被害者は誰にも請求できない。

ウ. 会社に責任が成立した瞬間、従業員本人は必ず完全免責となる。

エ. 使用者責任が成立しても、従業員本人の不法行為責任が当然に消滅するわけではない。

答え・解説 **正答：エ**

ア：民法715条が使用者責任を定める。

イ：そのような制度ではない。

ウ：使用者責任と本人責任は併存し得る。

エ：民法715条の使用者責任は被用者本人の責任を当然に排除する制度ではなく、被害者保護のため使用者にも責任を負わせる。

総合解説：民法715条の使用者責任は被用者本人の責任を当然に排除する制度ではなく、被害者保護のため使用者にも責任を負わせる。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0143 契約によらない債権 > 不当利得・事務管理 ｜ 難易度：基礎

民法703条の不当利得について、最も適切な説明はどれか。

ア. 法律上の原因なく他人の財産または労務によって利益を受け、そのため他人に損失を及ぼした者は、利益の存する限度で返還義務を負う。

イ. 返還義務は常に受け取った額の10倍である。

ウ. 契約がある場合にしか成立しない。

エ. 利益を受けても他人に損失がなければ必ず703条の返還義務が生じる。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法703条は、法律上の原因のない受益と他人の損失を基本として、善意受益者に現存利益の返還義務を課す。

イ：そのような倍率規定はない。

ウ：不当利得は法律上の原因がない利益移転を調整する制度である。

エ：他人の損失との対応が必要である。

総合解説：民法703条は、法律上の原因のない受益と他人の損失を基本として、善意受益者に現存利益の返還義務を課す。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0144 契約によらない債権 > 不当利得・事務管理 ｜ 難易度：標準

法律上の原因がないことを知りながら利益を受けた悪意の受益者の返還義務について、民法704条の原則として適切なものはどれか。

ア. 悪意であっても現存利益がなければ常に一切返還不要である。

イ. 受けた利益に利息を付して返還し、なお損害があるときはその損害も賠償する。

ウ. 悪意受益者は利益の半額だけ返せば必ず足りる。

エ. 悪意受益者は刑事罰だけを受け、民事返還義務を負わない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：悪意受益者には703条より重い返還義務が課される。

イ：民法704条は、悪意受益者に利益と利息の返還、さらに残存損害の賠償を求める。

ウ：そのような一律の半額ルールはない。

エ：民法704条に返還・損害賠償の規定がある。

総合解説：民法704条は、悪意受益者に利益と利息の返還、さらに残存損害の賠償を求める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0145 契約によらない債権 > 不当利得・事務管理 ｜ 難易度：標準

AはBに債務がないことを知りながら、あえて「弁済」として100万円を支払った。その後Aが返還を求めた場合の民法705条の原則はどれか。

ア. Aは支払額の2倍を返還請求できる。

イ. Bは受領した瞬間に刑事責任を必ず負う。

ウ. Aは、その給付したものの返還を請求できない。

エ. 債務がない以上、知って支払った場合でも必ず返還請求できる。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：そのような規定はない。

イ：民法705条は民事上の返還請求を扱う。

ウ：民法705条は、債務が存在しないことを知りながら弁済した者の返還請求を原則として否定する。

エ：民法705条は知ってした非債弁済を返還請求不可とする。

総合解説：民法705条は、債務が存在しないことを知りながら弁済した者の返還請求を原則として否定する。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0146 契約によらない債権 > 不当利得・事務管理 ｜ 難易度：標準

不法な原因のために給付をした者が、その給付したものの返還を求める場合の民法708条の原則として適切なものはどれか。

ア. 不法原因が受益者側だけにある場合でも絶対に返還請求できない。

イ. 不法な原因による給付ほど必ず返還請求できる。

ウ. 不法原因給付では受益者が必ず国に全額納付する。

エ. 原則として返還請求できないが、不法な原因が受益者についてのみ存在した場合は例外となる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：条文上の例外がある。

イ：原則は返還請求不可である。

ウ：そのような一般効果ではない。

エ：民法708条は不法原因給付の返還請求を原則否定し、ただし不法原因が受益者側にのみある場合を除外する。

総合解説：民法708条は不法原因給付の返還請求を原則否定し、ただし不法原因が受益者側にのみある場合を除外する。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0147 契約によらない債権 > 不当利得・事務管理 ｜ 難易度：基礎

民法697条の事務管理について、最も適切な説明はどれか。

ア. 法律上の義務がないのに、他人のためにその者の事務の管理を始めることをいう。

イ. 必ず本人との契約が先に存在する場合だけをいう。

ウ. 自分自身の事務だけを管理する制度である。

エ. 他人の事務を管理すれば必ず所有権を取得する制度である。

答え・解説 **正答：ア**

ア：民法697条は、義務なく他人のために事務管理を始めた者に、本人の利益に適合する方法で管理する義務を課す。

イ：契約上の義務がない場合に成立し得る制度である。

ウ：他人の事務を管理する制度である。

エ：所有権取得を目的とする制度ではない。

総合解説：民法697条は、義務なく他人のために事務管理を始めた者に、本人の利益に適合する方法で管理する義務を課す。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0148 契約によらない債権 > 不当利得・事務管理 ｜ 難易度：標準

大雨で留守宅への浸水が迫っていたため、近隣住民が本人の依頼なく緊急に応急措置をした。このような急迫の危害を免れさせるための事務管理で、管理者に軽い過失があった場合の責任について民法698条の原則はどれか。

ア. 緊急事務管理なら故意に損害を与えても絶対に免責される。

イ. 悪意または重大な過失がない限り、管理者は損害賠償責任を負わない。

ウ. 緊急事務管理をすると本人の財産が管理者の所有になる。

エ. 軽過失でも必ず全損害を賠償する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：悪意の場合は免責されない。

イ：民法698条は、本人の身体・名誉・財産に対する急迫の危害を免れさせる緊急事務管理では、悪意・重過失の場合に責任を限定する。

ウ：所有権移転の制度ではない。

エ：緊急事務管理では責任が悪意・重過失に限定される。

総合解説：民法698条は、本人の身体・名誉・財産に対する急迫の危害を免れさせる緊急事務管理では、悪意・重過失の場合に責任を限定する。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0149 契約によらない債権 > 不当利得・事務管理 ｜ 難易度：標準

他人の事務管理を始めた者が、本人がその事実を知らない状態で管理を続けている。民法699条の原則として適切なものはどれか。

ア. 通知は事務管理終了後10年以内ならいつでもよい。

イ. 本人には絶対に知らせてはならない。

ウ. 管理者は、遅滞なく本人に事務管理を始めたことを通知しなければならない。

エ. 通知先は必ず裁判所である。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：遅滞なく通知する必要がある。

イ：原則として遅滞ない通知が必要である。

ウ：民法699条は、本人がすでに知っている場合を除き、事務管理開始の遅滞ない通知を求める。

エ：本人への通知が基本である。

総合解説：民法699条は、本人がすでに知っている場合を除き、事務管理開始の遅滞ない通知を求める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0150 契約によらない債権 > 不当利得・事務管理 ｜ 難易度：標準

事務管理者が本人のために有益な費用を支出した。この費用の償還について、民法702条の原則として適切なものはどれか。

ア. 事務管理では費用償還は法律上絶対に認められない。

イ. 管理者は支出額の10倍を必ず請求できる。

ウ. 費用は必ず第三者が負担する。

エ. 管理者は、本人に対して有益な費用の償還を請求できる。

答え・解説 **正答：エ**

ア：民法702条に償還請求の規定がある。

イ：そのような倍率規定はない。

ウ：本人に対する償還請求が問題となる。

エ：民法702条1項は、管理者が本人のために有益な費用を支出した場合の償還請求を認める。

総合解説：民法702条1項は、管理者が本人のために有益な費用を支出した場合の償還請求を認める。 試験では、成立要件・例外・効果を分け、似た制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/